

令和 6 年 3 月市議会定例会
提 出 議 案 の 要 旨

目 次

1	報告案件	1
2	議決案件	16
3	参考図	59

※ この資料は、議会開会当日、議場へ持参してください。

資料作成 令和 6 年 2 月 2 0 日

1 報告

報告第1号 専決処分の報告について

【処分内容等】

1 損害賠償額の決定について

(1) 公用車による交通事故

専決年月日及び専決番号	事 故 内 容
令和6年1月15日 豊専第1号	令和5年11月9日午後3時頃、四郷町東畑地内において、公用車で走行中、丁字路を左折しようとしたところ、右方から直進してきた相手方車両と接触したものの
損害賠償額	348,255円
相手方の損害の程度	左側面ボディの損傷
過失割合	豊田市90%、相手方10%
備 考	<p>1 事故発生の原因 見通しの悪い交差点で左折して出る際に、車両付近の歩行者に気を取られ左右の確認が不十分となったこと及び相手方車両の速度や当該車両との距離を見誤ったことによる。</p> <p>2 事故当事者の所属 保健部地域保健課</p> <p>3 事故の防止策 職場において、公用車を運転するときは、見通しのよい道路を走行するようにすることのほか、交差点に進入するときは、左右から接近する車両の有無の確認を確実にいき、接近する車両があるときは当該車両の通過後に進入することについて、周知徹底を図った。</p>

(2) 公用車による物損事故

専決年月日及び専決番号	事 故 内 容
令和6年1月15日 豊専第2号	令和5年11月20日午前10時30分頃、栄町三丁目地内において、ごみの収集を終え、停車中の公用車（ごみ収集車）の助手席に乗車しようとドアを開けたところ、左方に駐車してあった相手方車両に接触したもの
損害賠償額	52,619円
相手方の損害の程度	右側ヘッドライトの損傷
備 考	<ol style="list-style-type: none">1 事故発生の原因 乗車しようとドアを開けた際、周囲に車両があり危険が存するにもかかわらず、ドアハンドルをしっかりと持っていなかったことによる。2 事故当事者の所属 環境部清掃業務課3 事故の防止策 職場において、公用車を使用するときは、運転中以外であっても、慌てず、落ち着いて確実に一つ一つの動作を行うことについて、周知徹底を図った。

(3) 公用車による交通事故

専決年月日及び専決番号	事 故 内 容
令和6年1月24日 豊専第4号	令和4年9月12日午前11時45分頃、西町四丁目地内において、運転手交代のため道路上で停止後、公用車を再発進させたところ、右後方から直進してきた相手方車両と接触したもの
損害賠償額	585,585円
相手方の損害の程度	左側面ボディの損傷
過失割合	豊田市90%、相手方10%
備 考	<p>1 事故発生の原因 公用車を発進させる際に、後方確認がおろそかになったことによる。</p> <p>2 事故当事者の所属 福祉部福祉総合相談課</p> <p>3 事故の防止策 職場において、運転手を交代する場合は公用車の駐車可能な駐車場において行うようにするとともに、公用車を発進させる際は周囲の安全確認を十分に行うことについて、周知徹底を図った。</p>

(4) 公用車による物損事故

専決年月日及び専決番号	事 故 内 容
令和6年2月7日 豊専第11号	令和5年11月27日午後4時50分頃、中町中郷地内において、相手方敷地から左折して道路に出ようと公用車を発進させたところ、左方のフェンスに接触したもの
損害賠償額	97,900円
相手方の損害の程度	フェンスの損傷
備 考	<ol style="list-style-type: none">1 事故発生の原因 周囲の安全確認が不十分であったことによる。2 事故当事者の所属 こども・若者部こども家庭課3 事故の防止策 職場において、公用車を発進させるときは、乗車前に車両の周囲の安全確認を十分に行うとともに、少しでも危険を感じたら同乗者が降車して安全の確認をすることについて、周知徹底を図った。

(5) 公用車による物損事故

専決年月日及び専決番号	事 故 内 容
令和6年2月7日 豊専第12号	令和5年12月15日午前8時15分頃、喜多町二丁目地内において、公用車を道路の左端に寄せて停車していたところ、後方から救急車が接近してきたため、更に左方に寄せようとしたところ、左方にあった相手方敷地内のウッドデッキに接触したものの
損害賠償額	88,000円
相手方の損害の程度	ウッドデッキの損傷
備 考	<ol style="list-style-type: none">1 事故発生の原因 周囲の安全確認が不十分であったことによる。2 事故当事者の所属 こども・若者部こども・若者政策課3 事故の防止策 職場において、公用車を運転するときは、緊急車両が接近してきた場合であっても落ち着き、車両の周囲の安全確認を十分に行うことについて、周知徹底を図った。

(6) 排水設備の不具合による車両の浸水

専決年月日及び専決番号	事 故 内 容
<p>令和6年1月26日</p> <p>豊専第5号</p>	<p>令和5年6月2日午後5時30分頃、千石町五丁目地内において、千石排水機場の排水設備が正常に稼働せず、適切な排水がなされなかったことにより、相手方車両が浸水したものの</p>
損害賠償額	289,730円
相手方の損害の程度	排気マフラーの破損、フロアカーペットの汚損等
備 考	<p>1 事故発生の原因 排水設備の制御盤回路の不具合により、ポンプが稼働しなかったことによる。</p> <p>2 担当課 産業部農地整備課</p> <p>3 事故の防止策 現在実施している愛知県土地改良事業団体連合会による毎月の定期点検に加え、3年に1回の頻度で詳細な点検を実施し、不具合箇所の把握及び劣化部品等の交換を行う。また、排水設備の稼働が当該年度内になされなかった場合は、翌年度において試運転を行い、正常に稼働することの確認を行う。</p>

(7) 排水設備の不具合による車両の浸水

専決年月日及び専決番号	事 故 内 容
<p>令和6年1月26日</p> <p>豊専第6号</p>	<p>令和5年6月2日午後5時30分頃、千石町五丁目地内において、千石排水機場の排水設備が正常に稼働せず、適切な排水がなされなかったことにより、相手方車両が浸水したものの</p>
損害賠償額	154,800円
相手方の損害の程度	エアバッグセンサーの破損、フロアカーペットの汚損等
備 考	<p>1 事故発生の原因 排水設備の制御盤回路の不具合により、ポンプが稼働しなかったことによる。</p> <p>2 担当課 産業部農地整備課</p> <p>3 事故の防止策 現在実施している愛知県土地改良事業団体連合会による毎月の定期点検に加え、3年に1回の頻度で詳細な点検を実施し、不具合箇所の把握及び劣化部品等の交換を行う。また、排水設備の稼働が当該年度内になされなかった場合は、翌年度において試運転を行い、正常に稼働することの確認を行う。</p>

(8) 排水設備の不具合による車両の浸水

専決年月日及び専決番号	事 故 内 容
<p>令和6年1月26日</p> <p>豊専第7号</p>	<p>令和5年6月2日午後5時30分頃、千石町五丁目地内において、千石排水機場の排水設備が正常に稼働せず、適切な排水がなされなかったことにより、相手方車両が浸水したものの</p>
損害賠償額	92,200円
相手方の損害の程度	排気マフラーの破損、フロアカーペットの汚損等
備 考	<p>1 事故発生の原因 排水設備の制御盤回路の不具合により、ポンプが稼働しなかったことによる。</p> <p>2 担当課 産業部農地整備課</p> <p>3 事故の防止策 現在実施している愛知県土地改良事業団体連合会による毎月の定期点検に加え、3年に1回の頻度で詳細な点検を実施し、不具合箇所の把握及び劣化部品等の交換を行う。また、排水設備の稼働が当該年度内になされなかった場合は、翌年度において試運転を行い、正常に稼働することの確認を行う。</p>

(9) 排水設備の不具合による車両の浸水

専決年月日及び専決番号	事 故 内 容
<p>令和6年1月26日</p> <p>豊専第8号</p>	<p>令和5年6月2日午後5時30分頃、千石町五丁目地内において、千石排水機場の排水設備が正常に稼働せず、適切な排水がなされなかったことにより、相手方車両が浸水したものの</p>
損害賠償額	175,200円
相手方の損害の程度	エアバッグセンサーの破損、フロアカーペットの汚損等
備 考	<p>1 事故発生の原因 排水設備の制御盤回路の不具合により、ポンプが稼働しなかったことによる。</p> <p>2 担当課 産業部農地整備課</p> <p>3 事故の防止策 現在実施している愛知県土地改良事業団体連合会による毎月の定期点検に加え、3年に1回の頻度で詳細な点検を実施し、不具合箇所の把握及び劣化部品等の交換を行う。また、排水設備の稼働が当該年度内になされなかった場合は、翌年度において試運転を行い、正常に稼働することの確認を行う。</p>

(10) 排水設備の不具合による車両の浸水

専決年月日及び専決番号	事 故 内 容
<p>令和6年1月26日</p> <p>豊専第9号</p>	<p>令和5年6月2日午後5時30分頃、千石町五丁目地内において、千石排水機場の排水設備が正常に稼働せず、適切な排水がなされなかったことにより、相手方車両が浸水したものの</p>
損害賠償額	95,282円
相手方の損害の程度	エアバッグ制御機器の破損、フロアカーペットの汚損等
備 考	<p>1 事故発生の原因 排水設備の制御盤回路の不具合により、ポンプが稼働しなかったことによる。</p> <p>2 担当課 産業部農地整備課</p> <p>3 事故の防止策 現在実施している愛知県土地改良事業団体連合会による毎月の定期点検に加え、3年に1回の頻度で詳細な点検を実施し、不具合箇所の把握及び劣化部品等の交換を行う。また、排水設備の稼働が当該年度内になされなかった場合は、翌年度において試運転を行い、正常に稼働することの確認を行う。</p>

(11) 市道の管理瑕疵による物損事故

専決年月日及び専決番号	事 故 内 容
<p>令和6年2月9日</p> <p>豊専第14号</p>	<p>令和5年12月19日午後6時40分頃、トヨタ町地内において、相手方車両が走行していたところ、車道に伸びていた立木の枝に接触したものの</p>
損害賠償額	80,467円
相手方の損害の程度	左側前部ドアバイザー、左側ドアミラー等の損傷
過失割合	豊田市40%、相手方60%
備 考	<p>1 事故発生の原因 道路の管理が不十分であったことによる。</p> <p>2 担当課 建設部土木管理課</p> <p>3 事故の防止策 事故発生の原因となった枝を切除するとともに、パトロールの徹底や市民からの情報提供等により支障となる立木の早期発見に努め、必要な伐採等の作業を迅速に実施する。</p>

2 令和5年度豊田市一般会計補正予算
→「予算関係議案の要旨（資料2）」参照

3 訴えの提起について
原状回復費用等請求事件

専決年月日 及び専決番号	令和6年1月29日 豊専第10号
相手方	1 主債務者 <div style="border: 2px solid black; padding: 5px; text-align: center;">個人情報のため非掲載</div> 2 連帯保証人 <div style="border: 2px solid black; padding: 5px; text-align: center;">個人情報のため非掲載</div>
請求内容	1 市営住宅原状回復費用の支払 2 訴訟費用の支払
請求原因	相手方が市営住宅賃貸借契約解除に基づく原状回復費用 35万5,000円を長期滞納していること。
取扱方針	必要がある場合は、1年以内の分割払による和解を することができる。

【担当課：債権管理課】

4 工事請負契約の変更について

(1) (仮称) 豊田市博物館建築工事

区 分	金 額 (単 位 円)	議決議会、専決年月日等
変更前金額 (議決金額)	A 3, 818, 153, 856	令和5年9月市議会定例会 議案第109号
変更後金額 (今 回)	B 3, 831, 353, 856	令和6年2月7日 豊専第13号
増 減 額	B - A 13, 200, 000	
主 変 更 内 容	<p>1 地中埋設物の撤去処分の追加 (1) 0 m³ → 79 m³ (2) 地中からコンクリートガラが出現し、撤去処分が必要となったため</p> <p>2 軟弱路床対策の追加 (1) 園路を整備するに当たり、地盤が軟弱な箇所について、地盤補強対策を追加して行うもの (2) 採掘した結果、園路を整備する部分に粘性が高く地盤が軟弱な箇所があることが判明し、対策を講じる必要が生じたため</p>	
備 考	<p>1 相手方 清水・トヨタT&S・三栄建設共同企業体 代表者 名古屋市中区錦一丁目3番7号 清水建設株式会社 名古屋支店 常務執行役員支店長 坂尾 彰信</p> <p>2 担当課 生涯活躍部博物館準備課</p> <p>3 完成予定日 令和6年3月8日</p>	

(2) 豊田花園土地区画整理事業道路築造工事 (その2)

区 分	金 額 (単位 円)	議決議会、専決年月日等
変更前金額 (議決金額)	A 197,406,000	令和5年9月市議会定例会 議案第108号
変更後金額 (今回)	B 194,767,100	令和6年2月13日 豊専第15号
増 減 額	B - A △ 2,638,900	
主 な 変 更 内 容	防火水槽の製品の変更 (1) コンクリート製防火水槽 → 鋼製防火水槽 (2) 設計段階では、安価なコンクリート製防火水槽を使用することとしていたが、コンクリート製品の物価上昇により、鋼製防火水槽の方が安価に施工できることが判明したため	
備 考	1 相手方 豊田市小坂本町一丁目5番地10 ヤハギ道路株式会社 取締役社長 櫻井 正典 2 担当課 都市整備部市街地整備課 3 完成日 令和7年2月21日	

(3) 豊田市自然観察の森ネイチャーセンター施設修繕工事

区 分	金 額 (単 位 円)	議決議会、専決年月日等
変更前金額 (議決金額)	A 172,700,000	令和5年6月市議会定例会 議案第84号
変更後金額 (今回)	B 168,630,000	令和6年2月14日 豊専第16号
増 減 額	B - A △ 4,070,000	
主 な 変 更 内 容	<p>屋上デッキの転落防止柵の修繕方法の変更</p> <p>(1) 既設転落防止柵の撤去 → 既設転落防止柵の一時 後に新たな転落防止柵の設置 撤去及び再設置並びに 塗装</p> <p>(2) 設計段階では既設転落防止柵が溶接等で固定されて いることを想定していたが、修繕工事を進める中でボ ルトにより固定されていることが分かり、再利用でき ることが判明したため</p>	
備 考	<p>1 相手方 豊田市金谷町四丁目50番地 株式会社マルコオ・ポーロ化工 代表取締役 黒田 洪二</p> <p>2 担当課 環境部環境政策課</p> <p>3 完成日 令和6年2月26日</p>	

2 議決

議案第1号 豊田市女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

【要旨】

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行に伴い、女性自立支援施設の設備及び運営に関し、必要な事項を定める。

1 欠格事由

次のいずれかに該当する者は、女性自立支援施設を設置し、又は運営することができない。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下これらを「暴力団関係者」という。）

イ 役員に暴力団関係者がいる法人その他の団体

2 女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準

1を除くほか、女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準は、厚生労働省令で定める基準のとおりとする。

【備考】

1 施行期日

令和6年4月1日

2 関係条例

豊田市婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

豊田市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

【担当課：市民活躍支援課】

議案第 2 号 豊田市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

【要旨】

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、特定個人番号利用事務及び利用特定個人情報の定義規定を整備するとともに、所要の改正を行う。

- 1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「法」という。）別表第 2 の廃止に伴う用語の定義規定の整備

用 語	定 義
特定個人番号利用事務	法第 19 条第 8 号に規定する特定個人番号利用事務
利用特定個人情報	法第 19 条第 8 号に規定する利用特定個人情報

- 2 法別表第 2 の廃止に伴う規定の整理

現 行	改 正 後
<p>第 4 条 法第 9 条第 2 項に規定する事務は、別表第 1 の実施機関の欄に掲げる機関が行う同表の個人番号を利用する事務の欄に掲げる事務及び市長又は教育委員会が行う法別表第 2 の事務の欄に掲げる事務とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 市長又は教育委員会は、法別表第 2 の事務の欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で同表の特定個人情報の欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。</p> <p>4 (略)</p>	<p>第 4 条 法第 9 条第 2 項に規定する事務は、別表第 1 の実施機関の欄に掲げる機関が行う同表の個人番号を利用する事務の欄に掲げる事務及び市長又は教育委員会が行う特定個人番号利用事務とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 市長又は教育委員会は、特定個人番号利用事務を処理するために必要な限度で利用特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該利用特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。</p> <p>4 (略)</p>

【備考】

- 1 施行期日
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律附則第1条本文に規定する日
- 2 特定個人番号利用事務
法別表に掲げる事務のうち、迅速に特定個人情報の提供を受けること
によって効率化を図るべきものとして主務省令で定めるもの
- 3 利用特定個人情報
特定個人番号利用事務を処理する者として主務省令で定めるものが、
特定個人番号利用事務を処理するために、政令で定めるところにより、
当該特定個人番号利用事務を処理するために必要な特定個人情報として
主務省令で定めるもの

【担当課：行政改革推進課】

議案第3号 豊田市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例

【要旨】

豊田市情報公開・個人情報保護審査会において、審査請求事件の併合又は併合された審査請求事件の分離を可能とするための根拠規定を整備する。

審査請求事件の併合又は併合された審査請求事件の分離を可能とするための規定の整備（令和6年4月1日以後）

ア 審査会は、必要があると認めるときは、数個の審査請求事件を併合し、又は併合された数個の審査請求事件を分離することができる。

イ 審査会は、アにより、審査請求事件を併合し、又は分離したときは、審査請求人、参加人又は諮問庁にその旨を通知しなければならない。

【備考】

関係条例

豊田市出頭人の実費弁償に関する条例

【担当課：法務課】

議案第4号 豊田市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例

【要旨】

地方自治法及び地方自治法施行令の一部改正に伴い、現に引用している条項を整理する。

- 1 現に引用している地方自治法の条項の整理

＜現 行＞		＜令和6年4月1日以後＞
第243条の2第1項	→	第243条の2の7第1項
第243条の2の2第3項		第243条の2の8第3項

- 2 現に引用している地方自治法施行令の条項の整理

＜現 行＞		＜令和6年4月1日以後＞
第173条第1項第1号	→	第173条の4第1項第1号

【担当課：人事課】

議案第5号 豊田市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

【要旨】

情勢との適応及び他との均衡を考慮し、議員報酬の月額を引き上げる。

議員報酬の月額の引上げ

区 分	現 行	令和6年4月1日以後
議 長	75万9,000円	76万7,000円
副議長	69万1,000円	69万8,000円
議 員	64万2,000円	64万9,000円

【担当課：人事課】

議案第6号 豊田市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

【要旨】

市史編さん事業が令和5年度末をもって完了することに伴い、市史編さん委員会に係る規定を削除する。

市史編さん委員会に係る規定の削除（令和6年4月1日以後）
市史編さん委員会に係る規定を削除する。

【備考】

関係条例
豊田市出頭人の実費弁償に関する条例

【担当課：人事課】

議案第7号 豊田市職員退職手当条例の一部を改正する条例

【要旨】

定年延長に伴う豊田市職員給与条例の規定による給料月額の特例措置の適用を受けた者であって、その在職期間中に給料月額が減額改定以外の理由により減額されたことがあるものに支払う退職手当の額及びその者が消防職員であった場合において退職手当に加算する額について、適正な水準とする。

- 1 定年延長に伴う豊田市職員給与条例の規定による給料月額の特例措置の適用を受けた者であって、その在職期間中に給料月額が減額改定以外の理由により減額されたことがあるものに支払う退職手当の額の算出に係る規定の整備（令和6年4月1日以後）

当分の間、基礎在職期間中に、豊田市職員給与条例附則第20項に規定する給料月額の特例（以下「給料月額7割措置」という。）の適用を受けたことがあり、かつ、豊田市職員退職手当条例（以下「条例」という。）第5条の2第1項に規定する理由（給料月額7割措置により給料月額が減額されたことがある場合を除く。以下同じ。）により給料月額が減額されたことがある者に対して支給する退職手当の基本額は、同項の規定にかかわらず、次に掲げる額の合計額とする。

ア その者が、基礎在職期間中に、条例第5条の2第1項に規定する理由により給料月額が減額された日（以下「特別特定減額日」という。）の前日におけるその者の給料月額（特別特定減額日が複数ある場合は、各特別特定減額日の前日におけるその者の給料月額のうち最も多いものをいう。以下「特別特定減額前給料月額」という。）、給料月額7割措置の前日におけるその者の給料月額（以下「7割措置前給料月額」という。）及び退職日給料月額のうち、最も高いもの（以下「第1位給料月額」という。）の適用を受けた日のうち、最も遅い日（以下「第1位基準日」という。）に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の第1位基準日までの勤続期間及び第1位給料月額を基礎として、条例第3条から第5条まで及び附則第7項から第9項までの規定並びに豊田市職員退職手当給与条例の一部を改正する条例（以下「条例第52号」という。）附則第6項及び第7項の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する金額

イ 第1位基準日から退職の日までの期間における特別特定減額前給料月額、7割措置前給料月額及び退職日給料月額のうち、2番目に高いもの（以下「第2位給料月額」という。）に、（ア）に掲げる割合から（イ）に掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額。ただし、退職の日におけるその者の給料月額が、第1位給料月額と等しい場合は、計算しない。

(ア) その者が、第2位給料月額適用を受けた日で最も遅い日(以下「第2位基準日」という。)に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の第2位基準日までの勤続期間及び第2位給料月額を基礎として、条例第3条から第5条まで及び附則第7項から第9項までの規定並びに条例第52号附則第6項及び第7項の規定により計算した場合の退職手当の基本額の第2位給料月額に対する割合

(イ) アの退職手当の基本額の第1位給料月額に対する割合

ウ 退職日給料月額に、(ア)に掲げる割合から(イ)に掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額。ただし、退職日給料月額が、第1位給料月額又は第2位給料月額と等しい場合は、計算しない。

(ア) その者の退職の日までの勤続期間及び退職日給料月額を基礎として、条例第3条から第5条まで及び附則第7項から第9項までの規定並びに条例第52号附則第6項及び第7項の規定により計算した場合の退職手当の基本額の退職日給料月額に対する割合

(イ) イ(ア)に掲げる割合

2 消防職員(条例第7条第1項に規定する消防職員をいう。以下同じ。)のうち、給料月額7割措置の適用を受けた者であって、その在職期間中に給料月額が減額改定以外の理由により減額されたことがあるものに支払う退職手当に加算する額の算出に係る規定の整備(令和6年4月1日以後)

当分の間、退職手当の算定において1の適用を受ける者で、60歳に達した日後における最初の3月31日時点において消防職員であった者に対して支給する条例第7条に規定する退職手当の加算の額は、同条の規定にかかわらず、次に掲げる額の合計額とする。

ア 第1位給料月額に、第1位基準日までの在職期間に応ずる条例別表右欄に掲げる割合を乗じて得た額。ただし、第1位基準日において消防職員でなかった場合は、計算しない。

イ 第2位給料月額に、(ア)に掲げる割合から(イ)に掲げる割合を控除した割合を乗じた額。ただし、1イただし書に該当する場合及び第2位基準日において消防職員でなかった場合は、計算しない。

(ア) 第2位基準日までの在職期間に応ずる条例別表右欄に掲げる割合

(イ) 第1位基準日までの在職期間に応ずる条例別表右欄に掲げる割合

ウ 退職日給料月額に、(ア)に掲げる割合から(イ)に掲げる割合を控除した割合を乗じた額。ただし、1ウただし書に該当する場合は、計算しない。

(ア) 退職の日までの在職期間に応ずる条例別表右欄に掲げる割合

(イ) イ(ア)に掲げる割合

【担当課：人事課】

議案第8号 豊田市基金条例の一部を改正する条例

【要旨】

豊田市社会福祉基金、豊田市奨学基金及び豊田市青少年健全育成基金の額を変更する。

既存基金の額の変更

名 称	現 行	改 正 後
豊田市社会福祉基金	5億1,234万3,940円	5億4,168万6,639円
豊田市奨学基金	1億5,083万6,870円	1億5,093万6,870円
豊田市青少年健全育成基金	5,827万6,806円	5,832万6,806円

【担当課：財政課】

議案第9号 豊田市手数料条例の一部を改正する条例

【要旨】

健康保険法等の一部を改正する法律における指定介護療養型医療施設に係る経過措置期間が満了することに伴い、指定介護療養型医療施設指定更新申請に係る手数料の規定を削除するとともに、建築基準法施行令の一部改正に伴い、既存建築物の省エネ改修等の促進に関する制限の適用除外に係る認定申請の手数料を設定するほか、愛知県建築基準条例の一部改正に伴う地下街における地下道の構造に関する制限の緩和に係る認定申請の手数料の整理その他所要の改正を行う。

- 1 指定介護療養型医療施設指定更新申請に係る手数料の規定の削除（令和6年4月1日以後）
指定介護療養型医療施設指定更新申請に係る手数料の規定を削除する。

- 2 既存建築物の省エネ改修等の促進に関する制限の適用除外に係る認定申請の手数料の設定（令和6年4月1日以後）

種 類	金 額
既存建築物の敷地と道路との関係に関する制限の適用除外に係る認定申請	27,000円
既存建築物の道路内における制限の適用除外に係る認定申請	27,000円

- 3 地下街における地下道の構造に関する制限の緩和に係る認定申請の手数料の整理（令和6年4月1日以後）

- （1）現行の認定申請に係る手数料の廃止

次に掲げる認定申請に係る手数料を廃止する。

- （ア）地下道の幅に関する制限の緩和に係る認定申請
- （イ）地下道の天井までの高さに関する制限の緩和に係る認定申請
- （ウ）地下道の段の設置に関する制限の緩和に係る認定申請
- （エ）地下道の直通階段への歩行距離に関する制限の緩和に係る認定申請

- （2）現行の認定申請を集約した認定申請に係る手数料の設定

種 類	金 額
地下街の構造に関する制限の適用除外に係る認定申請	27,000円

- 4 現に引用している法律及び政令の名称の整理

＜現 行＞	→	＜令和6年4月1日以後＞
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律		建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令		建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令

【担当課：財政課】

議案第10号 豊田市学校給食センター条例の一部を改正する条例

【要旨】

保護者の経済的負担を軽減し、子育て世帯を支援するため、給食費を無償とする。

- 1 給食費を無償とするための規定の整備（令和6年4月1日以後）
保護者が負担する給食費の額は、零とする。
- 2 給食費を無償としない場合の設定（令和6年4月1日以後）
次のいずれかに該当する場合は、給食費は無償としない。
 - ア 給食を受ける児童又は生徒の属する世帯が生活保護法第13条の規定による教育扶助で給食費に関するものを受けている場合
 - イ 給食を受ける児童若しくは生徒又はこれらの保護者が特別支援学校への就学奨励に関する法律第2条第1項の規定による給食費に関する給付を受けている場合
 - ウ 給食を受ける幼児、児童若しくは生徒又はこれらの保護者が国又は地方公共団体による給食費に係る給付その他これに類するものを受けている場合（ア及びイに掲げる場合を除く。）
 - エ アからウまでに掲げる場合のほか、市長が別に定める場合
- 3 2により徴収する給食費の額に係る規定の整備（令和6年4月1日以後）
2により徴収する給食費の額は、教育委員会が別に定める。

【担当課：保健給食課】

議案第11号 豊田市青少年育成施設条例の一部を改正する条例

【要旨】

利用者層の拡大を図るため、豊田市総合野外センターの利用要件を緩和するほか、所要の改正を行う。

1 豊田市総合野外センターの利用要件の緩和

現 行	令和6年4月1日以後
(1) 保育園及び幼稚園の園児及びその指導者	(1) 青少年及びその指導者
(2) 義務教育諸学校の児童又は生徒及びその指導者	(2) 青少年及びその保護者
(3) 社会教育の一環として集団宿泊訓練及び野外活動を行う青少年団体の構成員及びその指導者	(3) 18歳以上の青少年のみで構成される団体
(4) 義務教育諸学校の児童又は生徒及びその家族	(4) (1) から (3) までに掲げる者のほか、教育委員会が適当と認めた者
(5) (1) から (4) までに掲げるもののほか、教育委員会が青少年の健全育成のため適当と認めた団体行事を行う者	

2 豊田市総合野外センターを構成する施設の名称の変更

<現 行>	<令和6年4月1日以後>
少年自然の家	自然の家
青少年キャンプ場	キャンプ場

→

【担当課：こども・若者政策課】

議案第12号 豊田市古瀬間墓地公園条例の一部を改正する条例

【要旨】

豊田市古瀬間墓地公園に係る利用資格の市内在住要件の緩和及び利用許可申請を随時可能とするための規定の整備を行うほか、所要の改正を行う。

1 利用資格の市内在住要件の緩和

現 行	令和6年7月1日以後
本市に6月以上住所を有していること。	本市に住所を有していること。

2 利用資格の要件該当性判断の基準日

現 行	令和6年7月1日以後
公募の受付開始の日	利用許可に係る申込みをする日

3 利用資格の判断について市長に裁量を持たせる規定の削除（令和6年7月1日以後）

利用資格を満たす者と判断できない場合であっても、当該者について市長が特に必要があると認めたときに利用資格があるものとするのできる規定を削除する。

4 利用許可申請を随時可能とするための規定の整備（令和6年7月1日以後）

- (1) 定期的に行う墓所の利用者に係る公募手続を廃止し、利用希望者による随時の利用許可申請を可能とする。
- (2) これに伴い、公募手続を前提とした規定を削除する。

【担当課：公園緑地つかう課】

議案第13号 豊田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

【要旨】

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項について、インターネットを利用して公衆の閲覧に供することを義務付けるほか、所要の改正を行う。

- 1 施設の重要事項についてインターネットを利用して公衆の閲覧に供することの義務付け（令和6年4月1日以後）
 利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項について、インターネットを利用して公衆の閲覧に供することを義務付けることとする。

2 用語の整理

現 行	改 正 後
磁気ディスク、シー・ディー・ロム その他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物	電磁的記録媒体

【担当課：保育課】

議案第14号 豊田市地域広場条例の一部を改正する条例

【要旨】

豊田市ちびっこ広場の新設及び廃止に伴い、所要の改正を行う。

- 1 新設する豊田市ちびっこ広場
 青木町1丁目ちびっこ広場
 渡刈町1丁目ちびっこ広場
 西中山後田第2ちびっこ広場
- 2 廃止する豊田市ちびっこ広場
 天道西ちびっこ広場

【備考】

改正後のちびっこ広場の数 426か所（2か所増）

【担当課：公園緑地つかう課】

議案第15号 豊田市高齢者温泉休養施設条例の一部を改正する条例

【要旨】

豊田市高齢者温泉休養施設の利用者の利便性を向上させ、利用促進を図るため、利用料金の納付に係る特例を設定する。

利用料金をクレジットカード等により納付する場合の特例の設定（令和6年4月1日以後）

利用者がクレジットカード、携帯端末等を用いた電子決済の方法により、利用が終了する日までに納付の手続を行ったときは、当該利用者がその日までに利用料金を納付したものとみなす。

【担当課：高齢福祉課】

議案第16号 豊田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

【要旨】

国民健康保険事業費納付金の納付に必要な額を補うため、国民健康保険税の基礎課税額に係る所得割額の税率、後期高齢者支援金等課税額に係る所得割額の税率及び被保険者均等割額並びに介護納付金課税額に係る被保険者均等割額を引き上げるほか、所要の改正を行う。

1 基礎課税額に係る所得割額の税率の引上げ

現 行	令和6年4月1日以後
100分の5.85	100分の6.15

2 後期高齢者支援金等課税額に係る所得割額の税率等の引上げ

区 分	現 行	令和6年4月1日以後
所得割額の税率	100分の1.90	100分の2.17
被保険者均等割額	9,000円	11,000円

3 介護納付金課税額に係る被保険者均等割額の引上げ

現 行	令和6年4月1日以後
9,400円	10,500円

4 後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額に対する減額措置の額の引上げ

(1) 低所得者世帯に係る減額措置

区 分	現 行	令和6年4月1日以後
ア 総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等がある場合には、給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者	6,300円	7,700円

<p>イ 総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等がある場合には、給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき29万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（アを除く。）</p>	<p>4,500円</p>	<p>5,500円</p>
<p>ウ 総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等がある場合には、給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき53万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（ア及びイを除く。）</p>	<p>1,800円</p>	<p>2,200円</p>

(2) 未就学児に係る減額措置

区 分	現 行	令和6年4月1日以後
ア (1) アに規定する金額を減額した世帯	1,350円	1,650円
イ (1) イに規定する金額を減額した世帯	2,250円	2,750円
ウ (1) ウに規定する金額を減額した世帯	3,600円	4,400円
エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯	4,500円	5,500円

5 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額に対する減額措置の額の引上げ

区 分	現 行	令和6年4月1日以後
ア 総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等がある場合には、給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者	6,580円	7,350円
イ 総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等がある場合には、給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき29万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（アを除く。）	4,700円	5,250円
ウ 総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等がある場合には、給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき53万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（ア及びイを除く。）	1,880円	2,100円

【備考】

1 給与所得者等

給与等の収入金額が55万円を超える者、65歳未満で公的年金等の収入金額が60万円を超える者及び65歳以上で公的年金等の収入金額が110万円（当分の間は、125万円）を超える者

2 特定同一世帯所属者

国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するもの

【担当課：国保年金課】

議案第 17 号 豊田市介護保険条例の一部を改正する条例

【要旨】

第 9 期介護保険事業計画の策定に伴い、保険料率の改定を行うほか、介護保険法施行令の一部改正に伴い、現に引用している条項を整理する。

1 保険料率の改定（令和 6 年 4 月 1 日以後）

第 1 号被保険者区分		保 険 料 率 （年額）	
		令和 3 年度から 令和 5 年度まで	令和 6 年度から 令和 8 年度まで
(1)	ア 市民税非課税世帯で老齢福祉年金受給者	3 万 3,000 円	2 万 8,938 円
	イ 生活保護受給者		
	ウ 市民税非課税世帯で本人の前年の課税年金収入とその他の合計所得の合計が 80 万円以下のもの		
(2) 市民税非課税世帯で本人の前年の課税年金収入とその他の合計所得の合計が 80 万円超 120 万円以下のもの		3 万 9,600 円	3 万 8,160 円
(3) 市民税非課税世帯で (1) 及び (2) 以外のもの		4 万 9,500 円	4 万 3,566 円
(4) 世帯内に市民税課税者がいる者かつ本人が市民税非課税者で前年の課税年金収入とその他の合計所得の合計が 80 万円以下のもの		5 万 6,100 円	5 万 4,060 円
(5) 世帯内に市民税課税者がいる者かつ本人が市民税非課税者で前年の課税年金収入とその他の合計所得の合計が 80 万円超のもの		6 万 6,000 円	6 万 3,600 円
(6) 市民税課税者で前年合計所得が 125 万円未満のもの		7 万 2,600 円	6 万 9,960 円
(7) 市民税課税者で前年合計所得が 125 万円以上 200 万円未満のもの		8 万 2,500 円	7 万 9,500 円
(8) 市民税課税者で前年合計所得が 200 万円以上 300 万円未満のもの		9 万 9,000 円	9 万 5,400 円
(9) 市民税課税者で前年合計所得が 300 万円以上 400 万円未満のもの		11 万 5,500 円	11 万 4,480 円

(10) 市民税課税者で前年合計所得が400万円以上500万円未満のもの	13万2,000円	13万380円
(11) 市民税課税者で前年合計所得が500万円以上700万円未満のもの	13万8,600円	13万6,740円
(12) 市民税課税者で前年合計所得が700万円以上1,000万円未満のもの	14万8,500円	14万6,280円
(13) 市民税課税者で前年合計所得が1,000万円以上のもの	16万5,000円	16万2,180円

2 減額賦課に係る保険料率の改定（令和6年4月1日以後）

第1号被保険者区分		保 険 料 率（年額）	
		令和3年度から 令和5年度まで	令和6年度から 令和8年度まで
(1)	ア 市民税非課税世帯で老齢福祉年金受給者	1万9,800円	1万8,444円
	イ 生活保護受給者		
	ウ 市民税非課税世帯で本人の前年の課税年金収入とその他の合計所得の合計が80万円以下のもの		
(2)	市民税非課税世帯で本人の前年の課税年金収入とその他の合計所得の合計が80万円超120万円以下のもの	3万3,000円	3万1,800円
(3)	市民税非課税世帯で(1)及び(2)以外のもの	4万6,200円	4万3,248円

3 現に引用している介護保険法施行令の条項の整理

＜現 行＞

第39条第1項第1号
第39条第1項第2号
第39条第1項第3号
第39条第1項第4号
第39条第1項第5号
第39条第1項第1号イ
第39条第1項第1号イ（同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び（1）に係る者を除く。）
、口若しくは二、
第2号口、第3号口、第4号口、
第5号口、第6号口、第7号口、
第8号口又は第9号口

第39条第1項第1号から第9号

＜令和6年4月1日以後＞

第38条第1項第1号
第38条第1項第2号
第38条第1項第3号
第38条第1項第4号
第38条第1項第5号
第38条第1項第1号イ
第38条第1項第1号イ（同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び（1）に係る者を除く。）
、口若しくは二、
第2号口、第3号口、第4号口、
第5号口、第6号口、第7号口、
第8号口、第9号口、第10号口、
第11号口又は第12号口
第38条第1項第1号から第12号

【担当課：介護保険課】

議案第18号 豊田市指定居宅サービスの事業等の人員、設備、運営等に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

【要旨】

健康保険法等の一部を改正する法律における指定介護療養型医療施設に係る経過措置期間が満了することに伴い、指定介護療養型医療施設に関する規定を削除するほか、所要の改正を行う。

指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準に係る規定の削除（令和6年4月1日以後）

健康保険法等の一部を改正する法律における指定介護療養型医療施設に係る経過措置期間が満了することに伴い、指定介護療養型医療施設に関する規定を削除する。

【備考】

指定介護療養型医療施設

療養病床等を有する病院又は診療所であって、当該療養病床等に入院する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護その他の世話及び機能訓練その他必要な医療を行うことを目的とする施設で都道府県知事等の指定を受けたもの

【担当課：介護保険課】

議案第19号 豊田市香恋の里条例の一部を改正する条例

【要旨】

三河湖観光センターの再整備に伴い、当該施設を本条例に位置付け、指定管理者による管理を行う施設とするほか、利用許可に係る規定の整理その他所要の改正を行う。

- 1 三河湖観光センターの位置付けの変更（令和6年11月1日以後）
三河湖観光センターの設置根拠規定を豊田市観光施設条例から豊田市香恋の里条例（以下「条例」という。）へ変更する。
- 2 三河湖観光センターへの指定管理者制度の導入（令和6年11月1日以後）
三河湖観光センターを指定管理者による管理を行う施設とする。
- 3 豊田市香恋の里の施設の利用許可に係る規定の整理（令和6年11月1日以後）
 - (1) 利用の許可
 - ア 条例第2条第2項の表に掲げる施設（以下「香恋の里施設」という。）内において食品製造業、飲食店業、物品販売業等を営もうとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。
 - イ 指定管理者は、香恋の里施設の管理上必要があると認めたときは、アの許可に条件を付することができる。
 - (2) 利用の不許可
指定管理者は、香恋の里施設を利用しようとする者が公の秩序若しくは善良の風俗を乱すおそれがあると認めたとき、又は香恋の里施設の管理上支障があると認めたときは、利用を許可しない。
 - (3) 許可の取消し等
 - ア 指定管理者は、条例第6条第1項の規定により許可を受けた者（以下「営業者」という。）が次のいずれかに該当するとき、又は公益上特に必要があると認めたときは、許可を取り消し、又は利用の中止若しくは停止を命じることができる。
 - (ア) 条例又はこれに基づく規則の規定に違反したとき。
 - (イ) 許可に付された条件に違反したとき。
 - (ウ) 偽りその他不正な手段により許可を受けたとき。
 - イ ア（ア）から（ウ）までのいずれかに該当したことによる許可の取消し等により、営業者に損害が生じた場合においては、市は、その責めを負わないものとする。
 - (4) 利用者の責務
豊田市香恋の里（以下「香恋の里」という。）を利用する者（以下「利用者」という。）は、その利用に際しては、条例及びこれに基づく規則の規定並びに指定管理者の指示に従わなければならない。

(5) 利用の制限

指定管理者は、次のいずれかに該当するときは、利用者に対して香恋の里の利用を制限し又は退場を命ずることができる。

(ア) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認めたととき。

(イ) 条例第3条に掲げる事業の運営に支障があると認めたととき。

(ウ) 香恋の里の管理上支障があると認めたととき。

【備考】

関係条例

豊田市観光施設条例

【担当課：下山支所】

議案第20号 豊田市都市公園使用料及び利用料金条例の一部を改正する条例

【要旨】

豊田スタジアムの駐車場を専用利用する場合における適正な使用料の徴収並びに観覧室を管理する場合及び観覧席に広告物を掲出する場合における市と許可を受けて利用する者との収益の帰属割合の是正のため、使用料の設定及び改定を行う。

- 1 豊田スタジアムの駐車場を専用利用し、かつ、駐車料金又はこれに類するものを徴収する場合の当該駐車場の使用料の設定

現 行	令和6年7月1日以後
<p>入場料等を徴収し、かつ、営利又は商業宣伝、営業その他これらに類する目的で利用する場合の豊田スタジアムの球技場の使用料は、当該利用時間区分の使用料の額に、当該入場料等の総額に100分の5以内で市長が定める割合を乗じて得た額を加算した額とする。</p>	<p>入場料等又は駐車料金等を徴収し、かつ、営利又は商業宣伝、営業その他これらに類する目的で利用する場合の豊田スタジアムの球技場又は駐車場の使用料は、当該利用時間区分又は利用1回当たりの使用料の額に、当該入場料等又は当該駐車料金等の総額に100分の5以内で市長が定める割合を乗じて得た額を加算した額とする。</p>

- 2 豊田スタジアムの観覧室を管理する場合の使用料の改定

現 行	令和6年4月1日以後
<p>1 m^2 1年につき建物の課税標準額 \times (7.2 / 100) + 土地の課税標準額 \times (4 / 100)</p>	<p>次に掲げる額のうちいずれか多い額 (1) 1 m^2 1年につき建物の課税標準額 \times (7.2 / 100) + 土地の課税標準額 \times (4 / 100) (2) 1年につき管理する者が徴収する利用に係る料金(消費税相当額を除く。) \times (30 / 100)</p>

- 3 豊田スタジアムの観客席において業として広告物を掲出する場合の使用料の改定

現 行	令和6年4月1日以後
<p>豊田市道路の管理及び占用に関する条例別表の7(1)その他のものの定めるところによる。</p>	<p>次に掲げる額のうちいずれか多い額 (1) 豊田市道路の管理及び占用に関する条例別表の7(1)その他のものの定めるところにより算出する額 (2) 1年につき管理する者が徴収する利用に係る料金(消費税相当額を除く。) \times (10 / 100)</p>

【担当課：スポーツ振興課】

議案第21号 豊田市地区計画等の区域内における建築物制限条例の一部を改正する条例

【要旨】

竹町北田地区計画の決定に伴い、当該地区計画の区域内における建築物の用途、構造及び敷地に関する制限を設定する。

1 条例適用区域の追加

名 称	区 域
竹町北田地区整備計画区域	豊田都市計画竹町北田地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域

2 竹町北田地区整備計画区域内における制限の設定

(1) 建築することができる建築物	ア 住宅 イ 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもののうち建築基準法施行令（以下「法施行令」という。）第130条の3で定めるもの ウ 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する法施行令第130条の4で定める公益上必要な建築物 エ アからウまでの建築物に附属するもの（法施行令第130条の5で定めるものを除く。）
(2) 容積率の最高限度	100%
(3) 建蔽率の最高限度	60%
(4) 敷地面積の最低限度	180㎡
(5) 後退距離	1m以上
適用除外の建築物等	ア 物置、車庫等で、軒の高さが2.5m以下で、かつ、後退距離の限度に満たない部分の床面積の合計が12㎡以内のもの イ 建築物の附属部分等で、出窓、ベランダ、バルコニー、テラス、屋外階段その他これらに類するもの

(6) 建築物の高さの最高 限度	10 m
各部分の高さ	建築基準法第56条及び第56条の2 並びに同条第1項の規定に基づく愛知県 建築基準条例第11条において第一種低 層住居専用地域で容積率の限度が10分 の10の区域に適用される規定に適合す る高さ

【担当課：都市計画課】

議案第 22 号 豊田市営住宅条例の一部を改正する条例

【要旨】

豊田市営住宅を生活困窮者一時生活支援事業の用に供することを可能とする規定を整備するとともに、売春防止法の一部改正及び困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行に伴い使用する用語の整理を行うほか、所要の改正を行う。

1 豊田市営住宅を生活困窮者一時生活支援事業の用に供することを可能とする規定の整備

(1) 生活困窮者一時生活支援事業に係る使用

市長は、甲種住宅を使用して公営住宅法第 45 条第 1 項の事業等を定める省令第 1 条第 5 号に規定する事業（以下「生活困窮者一時生活支援事業」という。）を行うことが必要であると認める場合は、甲種住宅の適正かつ合理的な管理に著しい支障のない範囲内でこれを使用することができる。

(2) 利用者の責務

生活困窮者一時生活支援事業により甲種住宅を利用する者は、その利用に際しては、豊田市営住宅条例及びこれに基づく規則の規定並びに市長の指示に従わなければならない。

2 用語の整理

現 行	令和 6 年 4 月 1 日以後
婦人保護施設	女性自立支援施設
婦人相談所（売春防止法第 34 条第 1 項の婦人相談所）	女性相談支援センター（困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第 9 条第 1 項の女性相談支援センター）

【備考】

甲種住宅

市が設置する公営住宅法第 2 条第 2 号に規定する公営住宅

【担当課：定住促進課】

議案第 2 3 号 豊田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

【要旨】

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に準じて非常勤消防団員等の損害補償に係る補償基礎額の引上げを行うほか、売春防止法の一部改正に伴い休業補償を行う場合から売春防止法の規定による補導処分として婦人補導院に収容されている場合を除く規定を削除する。

1 損害補償に係る補償基礎額の引上げ

(1) 非常勤消防団員又は非常勤水防団員の補償基礎額の引上げ

(円)

階 級	現 行			令和 6 年 4 月 1 日以後		
	勤 務 年 数			勤 務 年 数		
	1 0 年 未 満	1 0 年 以 上 2 0 年 未 満	2 0 年 以 上	1 0 年 未 満	1 0 年 以 上 2 0 年 未 満	2 0 年 以 上
団 長 及 び 副 団 長	12, 440	13, 320	14, 200	12, 500	13, 350	14, 200
分 団 長	10, 670	11, 550	12, 440	10, 800	11, 650	12, 500
部 長、班 長 及 び 団 員	8, 900	9, 790	10, 670	9, 100	9, 950	10, 800

(2) 消防作業従事者、救急業務協力者、水防従事者及び応急措置従事者の補償基礎額の最低額の引上げ

<現 行> <令和 6 年 4 月 1 日以後>
 8, 9 0 0 円 → 9, 1 0 0 円

2 売春防止法の一部改正に伴う規定の整備（令和 6 年 4 月 1 日以後）

休業補償を行う場合から売春防止法の規定による補導処分として婦人補導院に収容されている場合を除く規定を削除する。

【担当課：（消）総務課】

議案第24号 豊田市火災予防条例の一部を改正する条例

【要旨】

消防法施行令の一部改正に伴い、条例で使用する用語の整理を行うほか、所要の改正を行う。

用語の整理

現 行	令和6年4月1日以後
主要構造部	特定主要構造部

【担当課：予防課】

議案第25号 豊田市水道事業給水条例の一部を改正する条例

【要旨】

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律による水道法の一部改正に伴い、現に引用している用語の整理を行う。

現に引用している水道法用語の整理

現 行	令和6年4月1日以後
<u>厚生労働省令</u> で定める給水装置の軽微な変更	<u>国土交通省令</u> で定める給水装置の軽微な変更

【担当課：料金課】

議案第26号 豊田市食育推進会議条例を廃止する条例

【要旨】

健康増進計画、食育推進計画及び自殺対策計画を一体化した新たな健康づくり豊田21計画の策定に伴い、本市における食育の推進に係る審議等を別の組織で行うこととするため、豊田市食育推進会議を廃止する。

豊田市食育推進会議の廃止（令和6年4月1日）
豊田市食育推進会議を廃止する。

【担当課：（保）総務課】

議案第27号から議案第39号まで 令和5年度豊田市補正予算

→「予算関係議案の要旨（資料2）」参照

議案第40号から議案第52号まで 令和6年度豊田市予算

→「予算関係議案の要旨（資料2）」参照

議案第53号 工事請負契約の締結について（豊田市駅西口周辺整備工事）

【要旨】

都心環境計画に基づき、豊田市駅西口の利便性及び快適性を向上させ、利用者の安全安心な歩行者空間を確保するため、ペDESTリアンデッキの耐震化及び高質化並びにバス乗降場、上屋及び昇降機設備の整備を行う。

- 1 契約目的 豊田市駅西口周辺整備工事
- 2 契約金額 4, 174, 500, 000円
- 3 相手方 大林組・ヤハギ道路特定建設工事共同企業体
代表者 名古屋市東区東桜一丁目10番19号
株式会社大林組 名古屋支店
常務執行役員支店長 山本 裕一
- 4 契約方法 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による随意契約

【備考】

- 1 工事場所 豊田市若宮町ほか地内
- 2 工事概要
 - (1) ペDESTリアンデッキ耐震補強
 - ア 工場製作工 一式
 - イ 耐震補強工 一式
 - ウ 橋りょう附属物工 一式
 - エ タイル舗装工 4, 500㎡
 - オ 構造物撤去工 一式
 - (2) バス乗降場整備
 - ア コンクリート舗装工 1, 470㎡
 - イ アスファルト舗装工 250㎡
 - ウ ブロック舗装工 1, 920㎡
 - エ 道路附属物工 一式
 - オ 構造物撤去工 一式
 - (3) 上屋及び昇降機設備整備
 - ア 上屋（屋根及びシェルター）整備 一式
 - イ エスカレーター整備 一式
 - ウ エレベーター整備 一式
- 3 完成予定日 令和8年7月10日

【担当課：都市整備課】

議案第54号 製造請負契約の締結について（豊田市防災行政無線システム
同報無線設備製造）

【要旨】

災害時における情報伝達体制を確保するため、老朽化した豊田市防災行政無線システムに係る機器を更新する。

- 1 契約目的 豊田市防災行政無線システム同報無線設備製造
- 2 契約金額 789,470,000円
- 3 相手方 名古屋市東区東桜一丁目4番13号
電気興業株式会社 名古屋支店
支店長 岩澤 俊一
- 4 契約方法 一般競争入札（3名）

【備考】

- 1 製造概要
受信ユニット、アンプ、アンテナ等の製作及び設置 一式
- 2 完成予定日 令和8年3月31日

【担当課：防災対策課】

議案第55号 財産の無償譲渡について（豊田市御内製作工房施設集会所及び屋外活動施設）

【要旨】

施設の有効利用を図り、地域主体による適正な管理運営に資するため、豊田市御内製作工房施設集会所及び屋外活動施設を無償譲渡する。

1 譲渡する財産

- (1) 種別 建物
- (2) 延べ面積 298.89平方メートル
- ア 集会所 136.89平方メートル
- イ 屋外活動施設 162.00平方メートル
- (3) 構造 木造平屋建て
- (4) 所在地 豊田市御内町滝沢1番地1

- 2 相手方 豊田市御内町下切31番, 32番合併地
御内自治区
区長 藤澤 卓美

【備考】

建設年度 平成15年度

【担当課：足助支所】

議案第56号 財産の取得について（三河湖観光センター）

【要旨】

老朽化した観光施設を更新することにより、地域の観光産業の発展を図るため、三河湖観光センターに供する建物を取得する。

1 取得する財産

- | | |
|-------------|--------------------|
| (1) 種別 | 建物 |
| (2) 建物の延べ面積 | 369.70平方メートル |
| (3) 建物の構造 | 鉄骨造平屋建て |
| (4) 所在地 | 豊田市羽布町鬼ノ平1番地114 ほか |

2 取得価格 271,150,000円

3 相手方 東京都中央区日本橋人形町三丁目9番4号
株式会社スペース
代表取締役社長 佐々木 靖浩

4 契約方法 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による
随意契約

【備考】

引渡予定日
令和6年10月31日

【担当課：下山支所】

議案第57号 財産の取得について（豊田市防災行政無線システム移動無線機）

【要旨】

災害時における情報の収集及び伝達体制を確保するため、移動無線機を購入する。

1 取得する財産

- (1) 種 別 豊田市防災行政無線システム移動無線機
(2) 数 量 698台

2 取得価格 75,680,000円

3 相手方 豊田市若草町三丁目32番地8
ひまわりネットワーク株式会社
代表取締役 堀井 敦

4 契約方法 一般競争入札（3名）

【備考】

供給予定期限
令和6年10月31日

【担当課：防災対策課】

議案第58号 財産の取得について（市道豊田西部2号線用地（大池町地内））

【要旨】

市道豊田西部2号線を整備することにより、地域交通の安全性と利便性の向上を図るため、必要な用地を取得する。

1 取得する財産

- (1) 種別 土地
- (2) 面積 6,312.33平方メートル
- (3) 所在地 豊田市大池町汐取17番125の一部 ほか4筆

2 取得価格 47,531,845円

- 3 相手方
- ア 名古屋市千種区振甫町二丁目15番3
株式会社GREEN EARTH
代表取締役 谷 隆介
 - イ 名古屋市中区千代田五丁目17番4号
名商土地建物有限会社
取締役 山崎 矢容衣

【備考】

- 1 取得単価 7,530円/㎡
- 2 参考図 59ページ

【担当課：幹線道路推進課】

議案第59号 指定管理者の指定について（豊田市山村地域活性化住宅コーポ桤畑）

【要旨】

市民サービスの向上及び施設の効率的な管理運営を図るため、豊田市山村地域活性化住宅コーポ桤畑の指定管理者を指定する。

- 1 施設の名称 豊田市山村地域活性化住宅コーポ桤畑
- 2 指定管理者となる団体 名古屋市中区丸の内三丁目19番30号
愛知県住宅供給公社
理事長 成田 清康
- 3 指定の期間 議決の日から令和7年3月31日まで

【備考】

- 1 愛知県住宅供給公社の概要
 - (1) 設立年月 昭和40年11月
 - (2) 基本財産 32,500,000円
 - (3) 職員数 106名
 - (4) 事業内容 ア 住宅の建設、賃貸その他の管理及び譲渡
イ 住宅用地の造成、賃貸その他の管理及び譲渡
ウ 公営住宅及び共同施設の管理の一部の代行
- 2 指定管理者となる団体の選定方法
豊田市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（以下「指定手続条例」という。）第2条第1号該当
- 3 指定手続条例第2条第1号
専門的かつ高度な技術等を有する特定の団体を指定管理者に指定することが必要なとき。

【担当課：定住促進課】

議案第60号 包括外部監査契約の締結について

【要旨】

次の者と包括外部監査契約を締結する。

- 1 契約目的 包括外部監査契約に基づく監査及び当該監査の結果に関する報告
- 2 契約始期 令和6年4月1日
- 3 契約金額 9,438,000円を上限とする額
- 4 支払方法 監査の結果に関する報告書の提出後の一括払
- 5 相手方 弥富市鯛浦町上六46番地10
公認会計士 林 伸一

【担当課：法務課】

議案第61号 市道の認定について

【要旨】

市道路網の充実整備を図るため、路線を認定する。

1 認定路線数 21路線

整理 番号	路線名 (路線番号)	上 段	起 終 点 点	延 長 (m)	標準幅員 (最小～最大) (m)
		下 段	認 定 の 理 由		
1	花本9号線 (5167)		豊田市花本町宇津木197番 3地先	44.1	6.0 (6.0～12.0)
			豊田市花本町宇津木197番 5地先		
		宅地開発により造設された道路を市道路線として供用するため			
2	寿3号線 (5168)		豊田市寿町4丁目37番7地 先	32.6	6.0 (6.0～12.0)
			豊田市寿町4丁目37番10 地先		
		宅地開発により造設された道路を市道路線として供用するため			
3	豊栄7号線 (5169)		豊田市豊栄町3丁目124番 13地先	158.0	5.0 (5.0～7.1)
			豊田市豊栄町3丁目114番 15地先		
		宅地開発により造設された道路を市道路線として供用するため			
4	渡刈14号線 (5170)		豊田市渡刈町1丁目14番1 2地先	526.8	6.0 (6.0～10.2)
			豊田市渡刈町1丁目265番 1地先		
		宅地開発により造設された道路を市道路線として供用するため			
5	渡刈15号線 (5171)		豊田市渡刈町1丁目14番4 3地先	190.4	6.0 (6.0～10.2)
			豊田市渡刈町1丁目14番4 6地先		
		宅地開発により造設された道路を市道路線として供用するため			

整理 番号	路 線 名 (路線番号)	上 段	起 点 終 点	延 長 (m)	標準幅員 (最小～最大) (m)
		下 段	認 定 の 理 由		
6	渡刈16号線 (5172)		豊田市渡刈町1丁目14番1 7地先	109.0	6.0 (6.0～10.2)
			豊田市渡刈町1丁目14番8 6地先		
		宅地開発により造設された道路を市道路線として供用するため			
7	渡刈歩行者道 1号線 (5173)		豊田市渡刈町1丁目14番3 7地先	14.8	2.0 (2.0～2.0)
			豊田市渡刈町1丁目14番3 7地先		
		宅地開発により造設された道路を市道路線として供用するため			
8	渡刈歩行者道 2号線 (5174)		豊田市渡刈町1丁目14番1 5地先	37.8	2.0 (2.0～2.0)
			豊田市渡刈町1丁目14番7 5地先		
		宅地開発により造設された道路を市道路線として供用するため			
9	渡刈歩行者道 3号線 (5175)		豊田市渡刈町1丁目14番8 地先	37.8	2.0 (2.0～2.0)
			豊田市渡刈町1丁目252番 1地先		
		宅地開発により造設された道路を市道路線として供用するため			
10	渡刈歩行者道 4号線 (5176)		豊田市渡刈町1丁目14番1 8地先	22.8	2.0 (2.0～2.0)
			豊田市渡刈町1丁目14番6 地先		
		宅地開発により造設された道路を市道路線として供用するため			

整理 番号	路 線 名 (路線番号)	上 段	起 点 終 点	延 長 (m)	標準幅員 (最小～最大) (m)
		下 段	認 定 の 理 由		
11	渡刈歩行者道 5号線 (5177)		豊田市渡刈町1丁目259番 14地先	19.7	2.0 (2.0～2.0)
			豊田市渡刈町1丁目259番 14地先		
		宅地開発により造設された道路を市道路線として供用するため			
12	渡刈歩行者道 6号線 (5178)		豊田市渡刈町1丁目26番地 先	18.2	2.0 (2.0～2.0)
			豊田市渡刈町1丁目26番地 先		
		宅地開発により造設された道路を市道路線として供用するため			
13	四郷31号線 (5179)		豊田市四郷町天道45番31 8地先	43.3	6.0 (6.0～12.0)
			豊田市四郷町天道27番27 地先		
		宅地開発により造設された道路を市道路線として供用するため			
14	御船9号線 (5180)		豊田市御船町大久手31番6 6地先	85.8	6.0 (6.0～8.1)
			豊田市御船町大久手31番7 2地先		
		宅地開発により造設された道路を市道路線として供用するため			
15	旭新閑羅瀬橋 線 (10421)		豊田市閑羅瀬町下地51番2 地先	53.0	4.1 (4.1～23.0)
			豊田市閑羅瀬町下地34番2 地先		
		市道認定の区域を見直すため			

整理 番号	路 線 名 (路線番号)	上 段	起 点 終 点	延 長 (m)	標準幅員 (最小～最大) (m)
		下 段	認 定 の 理 由		
16	旭串原線 (10422)		豊田市牛地町松ヶ瀬35番6 地先	130.0	5.0 (4.6～12.3)
			豊田市牛地町松ヶ瀬13番3 地先		
市道認定の区域を見直すため					
17	稲武大川橋線 (30350)		豊田市川手町ツキノキ10番 12地先	66.7	4.6 (4.6～14.0)
			豊田市川手町ツキノキ13番 地先		
市道認定の区域を見直すため					
18	稲武国界橋線 (30351)		豊田市押山町日向189番5 地先	55.0	4.5 (4.5～10.4)
			豊田市押山町日向189番7 地先		
市道認定の区域を見直すため					
19	稲武カセウセ 線 (30352)		豊田市大野瀬町カセウセ11 番地先	280.3	5.0 (3.0～7.8)
			豊田市大野瀬町カセウセ21 番3地先		
市道認定の区域を見直すため					
20	藤岡西中山2 9号線 (60391)		豊田市西中山町榎前64番1 6地先	102.9	6.0 (6.0～10.2)
			豊田市西中山町猿田24番1 6地先		
宅地開発により造設された道路を市道路線として供用するため					
21	藤岡西中山3 0号線 (60392)		豊田市西中山町後田97番8 9地先	244.5	6.0 (6.0～11.0)
			豊田市西中山町榎前64番1 0地先		
宅地開発により造設された道路を市道路線として供用するため					

2 認定路線の総延長 2, 273.5m

【担当課：土木管理課】

議案第62号 市道の廃止について

【要旨】

市道路網の体系的整備を図るため、路線を廃止する。

1 廃止路線数 3路線

整理 番号	路線名 (路線番号)	上 段	起 終 点 点	延 長 (m)	標準幅員 (最小～最大) (m)
		下 段	廃 止 の 理 由		
1	旭串原線 (10215)		豊田市牛地町松ヶ瀬35番7 地先	201.6	5.0 (4.0～8.9)
			恵那市串原字相走1164番 4地先		
市道認定の区域を見直すため					
2	稲武カセウセ 線 (30117)		恵那市上矢作町小田子字中屋 4番2地先	370.3	5.0 (3.0～7.2)
			豊田市大野瀬町カセウセ11 番地先		
市道認定の区域を見直すため					
3	稲武大川橋線 (30211)		豊田市川手町ツキノキ10番 9地先	124.4	4.5 (4.0～11.4)
			恵那市串原字大竹453番3 地先		
市道認定の区域を見直すため					

2 廃止路線の総延長 696.3m

【担当課：土木管理課】

3 参考図



凡	例
取得箇所	

令和 6 年 3 月市議会定例会

提 出 議 案 の 要 旨

目 次

議決案件 1

※ この資料は、議会開会当日、議場へ持参してください。

資料作成 令和 6 年 2 月 2 8 日

議決

議案第63号 豊田市事務分掌条例の一部を改正する条例

【要旨】

行政需要の変化に的確に対応し、適切な行政執行を図るための組織改革を実施するため、新たに美術・博物館を設置し、生涯活躍部が分掌する文化財保護、美術館及び博物館に関することを美術・博物館部に分掌させる。

- 1 部の新設（令和6年4月1日以後）
新たに美術・博物館を設置する。
- 2 美術・博物館部の分掌事務（令和6年4月1日以後）
美術・博物館部の分掌事務は、次のとおりとする。
ア 文化財の保護に関する事。
イ 美術館に関する事。
ウ 博物館に関する事。
- 3 美術・博物館部の設置に伴う生涯活躍部の分掌事務の整理

現 行	令和6年4月1日以後
(1) 生涯にわたる市民の活躍の支援に関する事。	(1) 生涯にわたる市民の活躍の支援に関する事。
(2) ボランティア及びNPOの支援に関する事。	(2) ボランティア及びNPOの支援に関する事。
(3) 高齢社会対策に関する事。	(3) 高齢社会対策に関する事。
(4) 男女共同参画社会に関する事。	(4) 男女共同参画社会に関する事。
(5) 国際交流に関する事。	(5) 国際交流に関する事。
(6) 文化に関する事（(8)に掲げるものを除く。）	(6) 文化に関する事（2アに掲げるものを除く。）
(7) スポーツに関する事（学校における体育に関する事を除く。）	(7) スポーツに関する事（学校における体育に関する事を除く。）
(8) 文化財の保護に関する事。	(8) から(10)まで 削除
(9) 美術館に関する事。	
(10) 博物館に関する事。	

【担当課：行政改革推進課】

議案第64号 豊田市職員定数条例の一部を改正する条例

【要旨】

行政需要の変化に的確に対応し、適切な行政運営を実現するため、職員の定数を変更する。

職員の定数の変更

職員区分	現行	令和6年4月1日以後
市長の事務部局の職員	2,495人	2,515人
教育委員会の所管に属する学校の職員	10人	5人
消防部局の職員	540人	545人

【担当課：人事課】

令和 6 年 3 月市議会定例会
予 算 関 係 議 案 の 要 旨

目 次

1	令和 5 年度一般会計補正予算（1 月 2 3 日専決）	1
2	令和 5 年度一般会計・特別会計補正予算（3 月補正）	1 1
3	令和 5 年度水道事業会計補正予算（3 月補正）	3 3
4	令和 5 年度下水道事業会計補正予算（3 月補正）	3 7
5	令和 6 年度一般会計・特別会計当初予算	4 1
6	令和 6 年度水道事業会計当初予算	6 7
7	令和 6 年度下水道事業会計当初予算	7 1

※ この資料は、議会開会当日、議場へ持参してください。

資料作成 令和 6 年 2 月 2 0 日

令和5年度

豊田市一般会計補正予算資料

(1月23日専決)

令和5年度 1月23日専決 各会計別 予算総括表

(単位：千円・%)

区 分	補正前の額	補正額	計	補正前 構成比	補正後 構成比	備 考	
一 般 会 計	197,869,853	865,000	198,734,853	73.5	73.6	豊専第 3 号	
特 別 会 計	国民健康保険	34,748,254	0	34,748,254	12.9	12.9	
	土地区画整理	土橋	465,794	0	465,794	0.2	0.2
		花園	1,992,942	0	1,992,942	0.7	0.7
	分譲住宅建設	32,898	0	32,898	0.0	0.0	
	卸売市場	240,892	0	240,892	0.1	0.1	
	水道水源保全	83,951	0	83,951	0.0	0.0	
	母子父子寡婦福祉	30,384	0	30,384	0.0	0.0	
	介護保険	26,880,978	0	26,880,978	10.0	10.0	
	財 産 区	盛岡	4,653	0	4,653	0.0	0.0
		賀茂	15,115	0	15,115	0.0	0.0
	後期高齢者医療	6,810,555	0	6,810,555	2.5	2.5	
産業用地造成	41,662	0	41,662	0.0	0.0		
小 計	71,348,078	0	71,348,078	26.5	26.4		
合 計 (一般会計+特別会計)	269,217,931	865,000	270,082,931	100.0	100.0		
企 業 会 計	水道事業	収入	15,178,716	0	15,178,716	—	—
		支出	20,348,698	0	20,348,698	—	—
	下水道事業	収入	12,183,089	0	12,183,089	—	—
		支出	16,214,974	0	16,214,974	—	—
	支出合計	36,563,672	0	36,563,672	—	—	
総 計 (一般会計+特別会計 +企業会計)	305,781,603	865,000	306,646,603	—	—		

(歳入)

(単位：千円・%)

款	補正前の額	補正額	計	補正前 構成比	補正後 構成比	備考
1 市 税	104,572,913	0	104,572,913	52.8	52.6	
2 地 方 譲 与 税	1,324,600	0	1,324,600	0.7	0.7	
3 利 子 割 交 付 金	27,000	0	27,000	0.0	0.0	
4 配 当 割 交 付 金	630,000	0	630,000	0.3	0.3	
5 株式等譲渡所得割交付金	539,000	0	539,000	0.3	0.3	
6 法 人 事 業 税 交 付 金	1,739,000	0	1,739,000	0.9	0.9	
7 地 方 消 費 税 交 付 金	11,610,000	0	11,610,000	5.9	5.8	
8 ゴルフ場利用税交付金	360,000	0	360,000	0.2	0.2	
9 自動車取得税交付金	1	0	1	0.0	0.0	
10 環境性能割交付金	345,000	0	345,000	0.2	0.2	
11 地 方 特 例 交 付 金	501,000	0	501,000	0.3	0.3	
12 地 方 交 付 税	150,000	0	150,000	0.1	0.1	
13 交通安全対策特別交付金	54,000	0	54,000	0.0	0.0	
14 分 担 金 及 び 負 担 金	106,002	0	106,002	0.1	0.1	
15 使用料及び手数料	3,059,072	0	3,059,072	1.5	1.5	
16 国 庫 支 出 金	29,925,603	865,000	30,790,603	15.1	15.5	
17 県 支 出 金	13,515,713	0	13,515,713	6.8	6.8	
18 財 産 収 入	1,935,832	0	1,935,832	1.0	1.0	
19 寄 附 金	593,551	0	593,551	0.3	0.3	
20 繰 入 金	7,897,897	0	7,897,897	4.0	4.0	
21 繰 越 金	6,064,876	0	6,064,876	3.1	3.1	
22 諸 収 入	5,918,793	0	5,918,793	3.0	3.0	
23 市 債	7,000,000	0	7,000,000	3.5	3.5	
合 計	197,869,853	865,000	198,734,853	100.0	100.0	

歳入の内訳

(単位：千円)

款	補正額	内 訳	内 訳		
			補正額	補正前	補正後
16 国庫支出金	865,000	物価高騰対応重点支援 地方創生臨時交付金 低所得世帯支援分	865,000	2,130,000	2,995,000
合 計	865,000				

(目的別歳出)

(単位：千円・%)

款	補正前の額	補正額	計	補正前 構成比	補正後 構成比	備 考
1 議 会 費	892, 434	0	892, 434	0. 5	0. 4	
2 総 務 費	18, 393, 074	0	18, 393, 074	9. 3	9. 3	
3 民 生 費	71, 034, 889	865, 000	71, 899, 889	35. 9	36. 2	
4 衛 生 費	19, 686, 966	0	19, 686, 966	9. 9	9. 9	
5 労 働 費	174, 379	0	174, 379	0. 1	0. 1	
6 農 林 水 産 業 費	3, 330, 362	0	3, 330, 362	1. 7	1. 7	
7 商 工 費	5, 974, 806	0	5, 974, 806	3. 0	3. 0	
8 土 木 費	32, 365, 944	0	32, 365, 944	16. 4	16. 3	
9 消 防 費	7, 274, 998	0	7, 274, 998	3. 7	3. 7	
10 教 育 費	29, 397, 334	0	29, 397, 334	14. 9	14. 8	
11 災 害 復 旧 費	1, 154, 760	0	1, 154, 760	0. 6	0. 6	
12 公 債 費	7, 659, 907	0	7, 659, 907	3. 9	3. 9	
13 諸 支 出 金	30, 000	0	30, 000	0. 0	0. 0	
14 予 備 費	500, 000	0	500, 000	0. 3	0. 3	
合 計	197, 869, 853	865, 000	198, 734, 853	100. 0	100. 0	

歳出の内訳

(単位：千円)

款	補正額	内 訳	補正額	補正前	補正後
3 民生費	865,000	物価高騰対応重点支援 給付金給付事務費	15,000	30,000	45,000
		物価高騰対応重点支援 給付金給付事業費補助金	850,000	2,100,000	2,950,000
合 計	865,000				

繰越明許費補正（変更）

（単位：千円）

款	項	事業名	補正前	補正後
			金額	金額
3 民生費	1 社会福祉費	物価高騰対応重点支援 給付金給付事業	2,130,000	2,995,000

(性質別歳出)

(単位：千円・%)

区 分	補正前の額	補正額	計	補正前 構成比	補正後 構成比	備 考
人 件 費	32,900,922	0	32,900,922	16.6	16.6	
物 件 費	38,724,378	15,000	38,739,378	19.6	19.5	
維 持 補 修 費	3,525,328	0	3,525,328	1.8	1.8	
扶 助 費	36,296,453	0	36,296,453	18.3	18.3	
補 助 費 等	29,751,718	850,000	30,601,718	15.0	15.4	
普通建設事業費	36,910,307	0	36,910,307	18.7	18.6	
災害復旧事業費	1,154,760	0	1,154,760	0.6	0.6	
公 債 費	7,659,907	0	7,659,907	3.9	3.9	
積 立 金	408,366	0	408,366	0.2	0.2	
投資及び出資金	1,079,000	0	1,079,000	0.5	0.5	
貸 付 金	190,000	0	190,000	0.1	0.1	
繰 出 金	8,768,714	0	8,768,714	4.4	4.4	
予 備 費	500,000	0	500,000	0.3	0.3	
合 計	197,869,853	865,000	198,734,853	100.0	100.0	

令和5年度

豊田市 一般会計 補正予算資料
特別会計

(3月補正)

令和5年度3月補正 各会計別 予算総括表

(単位：千円・%)

区 分	補正前の額	補正額	計	補正前 構成比	補正後 構成比	備 考		
一 般 会 計	198,734,853	5,971,147	204,706,000	73.6	73.5	議案第 27 号		
特 別 会 計	国 民 健 康 保 険	34,748,254	2,325,522	37,073,776	12.9	13.3	議案第 28 号	
	土 地 区 画 整 理	土 橋	465,794	0	465,794	0.2	0.2	議案第 29 号
		花 園	1,992,942	△ 131	1,992,811	0.7	0.7	
	分 譲 住 宅 建 設	32,898	0	32,898	0.0	0.0	議案第 30 号	
	卸 売 市 場	240,892	△ 3,976	236,916	0.1	0.1	議案第 31 号	
	水 道 水 源 保 全	83,951	△ 7,365	76,586	0.0	0.0	議案第 32 号	
	母 子 父 子 寡 婦 福 祉	30,384	0	30,384	0.0	0.0	議案第 33 号	
	介 護 保 険	26,880,978	285,866	27,166,844	10.0	9.7	議案第 34 号	
	財 産 区	盛 岡	4,653	385	5,038	0.0	0.0	議案第 35 号
		賀 茂	15,115	7,374	22,489	0.0	0.0	
	後 期 高 齢 者 医 療	6,810,555	△ 19,429	6,791,126	2.5	2.4	議案第 36 号	
	産 業 用 地 造 成	41,662	△ 7,705	33,957	0.0	0.0	議案第 37 号	
小 計	71,348,078	2,580,541	73,928,619	26.4	26.5			
合 計 (一般会計+特別会計)	270,082,931	8,551,688	278,634,619	100.0	100.0			
企 業 会 計	水 道 事 業	収 入	15,178,716	△ 369,850	14,808,866	—	—	議案第 38 号
		支 出	20,348,698	△ 1,056,720	19,291,978	—	—	
	下 水 道 事 業	収 入	12,183,089	△ 371,888	11,811,201	—	—	議案第 39 号
		支 出	16,214,974	△ 374,878	15,840,096	—	—	
	支 出 合 計	36,563,672	△ 1,431,598	35,132,074	—	—		
総 計 (一般会計+特別会計 +企業会計)	306,646,603	7,120,090	313,766,693	—	—			

令和5年度3月補正

一般会計

(議案第27号)

(歳入)

(単位：千円・%)

款	補正前の額	補正額	計	補正前 構成比	補正後 構成比	備考
1 市 税	104,572,913	11,380,000	115,952,913	52.6	56.6	
2 地 方 譲 与 税	1,324,600	60,324	1,384,924	0.7	0.7	
3 利 子 割 交 付 金	27,000	8,000	35,000	0.0	0.0	
4 配 当 割 交 付 金	630,000	42,000	672,000	0.3	0.3	
5 株式等譲渡所得割交付金	539,000	90,000	629,000	0.3	0.3	
6 法 人 事 業 税 交 付 金	1,739,000	133,000	1,872,000	0.9	0.9	
7 地 方 消 費 税 交 付 金	11,610,000	△ 765,000	10,845,000	5.8	5.3	
8 ゴルフ場利用税交付金	360,000	1,000	361,000	0.2	0.2	
9 自動車取得税交付金	1	2,671	2,672	0.0	0.0	
10 環 境 性 能 割 交 付 金	345,000	18,000	363,000	0.2	0.2	
11 地 方 特 例 交 付 金	501,000	43,507	544,507	0.3	0.3	
12 地 方 交 付 税	150,000	0	150,000	0.1	0.1	
13 交通安全対策特別交付金	54,000	△ 5,000	49,000	0.0	0.0	
14 分 担 金 及 び 負 担 金	106,002	8,110	114,112	0.1	0.1	
15 使 用 料 及 び 手 数 料	3,059,072	△ 240,254	2,818,818	1.5	1.4	
16 国 庫 支 出 金	30,790,603	△ 865,703	29,924,900	15.5	14.6	
17 県 支 出 金	13,515,713	△ 1,068,054	12,447,659	6.8	6.1	
18 財 産 収 入	1,935,832	508,484	2,444,316	1.0	1.2	
19 寄 附 金	593,551	△ 204,499	389,052	0.3	0.2	
20 繰 入 金	7,897,897	△ 50,065	7,847,832	4.0	3.8	
21 繰 越 金	6,064,876	11,299	6,076,175	3.1	3.0	
22 諸 収 入	5,918,793	463,327	6,382,120	3.0	3.1	
23 市 債	7,000,000	△ 3,600,000	3,400,000	3.5	1.7	
合 計	198,734,853	5,971,147	204,706,000	100.0	100.0	

歳入の主な内訳

(単位：千円)

款	補正額	主 な 内 訳			
			補正額	補正前	補正後
1 市 税	11,380,000	法 人 市 民 税	10,800,000	12,593,000	23,393,000
		固 定 資 産 税	379,000	44,063,366	44,442,366
5 株式等譲渡所得交付金	90,000	株式等譲渡所得割交付金	90,000	539,000	629,000
6 法人事業税交付金	133,000	法 人 事 業 税 交 付 金	133,000	1,739,000	1,872,000
7 地方消費税交付金	△ 765,000	地 方 消 費 税 交 付 金	△ 765,000	11,610,000	10,845,000
16 国庫支出金	△ 865,703	児 童 手 当 負 担 金	△ 163,936	4,552,598	4,388,662
		新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金	△ 106,756	1,004,631	897,875
		障がい者施設整備費補助金	△ 131,903	155,103	23,200
		新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金	103,756	411,336	515,092
		学校施設環境改善交付金	245,724	77,348	323,072
		デジタル田園都市国家構想交付金	△ 127,370	396,580	269,210
		社会資本整備総合交付金	△ 331,699	2,614,311	2,282,612
17 県支出金	△ 1,068,054	介護施設等整備事業費補助金	△ 385,779	1,676,621	1,290,842
		自宅療養者配食サービス提供体制確保事業補助金	△ 94,823	107,821	12,998
		自宅療養者等医療提供事業補助金	△ 207,350	228,676	21,326
		県議会議員一般選挙執行経費委託金	△ 89,875	101,744	11,869
		「ラーケーションの日」モデル事業委託金	70,886	0	70,886
18 財産収入	508,484	土 地 売 払 収 入	659,994	338,001	997,995
23 市 債	△ 3,600,000	街 路 整 備 事 業 債	△ 2,140,900	3,388,900	1,248,000
		小 学 校 事 業 債	△ 343,600	343,600	0
合 計	5,971,147				

(目的別歳出)

(単位：千円・%)

款	補正前の額	補正額	計	補正前 構成比	補正後 構成比	備 考
1 議 会 費	892,434	△ 5,675	886,759	0.4	0.4	
2 総 務 費	18,393,074	5,557,220	23,950,294	9.3	11.7	
3 民 生 費	71,899,889	710,640	72,610,529	36.2	35.5	
4 衛 生 費	19,686,966	△ 750,194	18,936,772	9.9	9.3	
5 労 働 費	174,379	△ 3,078	171,301	0.1	0.1	
6 農 林 水 産 業 費	3,330,362	△ 20,041	3,310,321	1.7	1.6	
7 商 工 費	5,974,806	△ 217,491	5,757,315	3.0	2.8	
8 土 木 費	32,365,944	221,516	32,587,460	16.3	15.9	
9 消 防 費	7,274,998	1,366	7,276,364	3.7	3.6	
10 教 育 費	29,397,334	507,857	29,905,191	14.8	14.6	
11 災 害 復 旧 費	1,154,760	0	1,154,760	0.6	0.6	
12 公 債 費	7,659,907	△ 973	7,658,934	3.9	3.7	
13 諸 支 出 金	30,000	△ 30,000	0	0.0	0.0	
14 予 備 費	500,000	0	500,000	0.3	0.2	
合 計	198,734,853	5,971,147	204,706,000	100.0	100.0	

歳出の主な内訳

(単位：千円)

款	補正額	主 な 内 訳			
			補正額	補正前	補正後
2 総務費	5,557,220	財政調整基金積立金	6,000,000	100,000	6,100,000
		公共施設安全安心基金積立	300,000	0	300,000
3 民生費	710,640	国民健康保険特別会計繰出金	1,708,585	2,401,698	4,110,283
		障がい者訓練等給付費	373,000	2,694,068	3,067,068
		特別養護老人ホーム等費	△ 476,278	1,502,969	1,026,691
		児童手当給付費	△ 230,000	6,530,083	6,300,083
		障がい者施設設置支援費	△ 159,425	240,494	81,069
4 衛生費	△ 750,194	自宅療養者配食サービス事業費	△ 94,822	107,821	12,999
		予防接種費	△ 128,938	1,840,548	1,711,610
		自宅療養者等医療提供事業補助金	△ 207,350	228,676	21,326
6 農林水産業費	△ 20,041	地籍調査費	72,697	48,349	121,046
7 商工費	△ 217,491	産業立地政策推進費	△ 156,184	1,207,730	1,051,546
8 土木費	221,516	市道改良費	198,840	1,238,275	1,437,115
		街路建設費	△ 346,976	5,273,538	4,926,562
		特定道路建設費	△ 297,972	2,525,083	2,227,111
		緑地整備費	△ 120,945	1,084,380	963,435
		都心環境計画推進費	830,384	835,548	1,665,932
10 教育費	507,857	小設学整備校費	647,090	906,434	1,553,524
		中設学整備校費	400,974	414,349	815,323
		博物館建設費	△ 295,200	2,871,141	2,575,941
		中央公園費	70,091	1,381,634	1,451,725
		美術館施設整備費	108,953	0	108,953
合計	5,971,147				

継続費補正（追加）

（単位：千円）

款	項	事業名	総額	年度	年割額
10 教育費	8 文 体 育 化 費	豊田スタジアム 長寿命化改修事 業 (その3)	1,218,861	令和 5	258,000
				6	559,694
				7	401,167

継続費補正（変更）

（単位：千円）

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
3 民生費	3 老 福 社 費	特別養護老人ホーム 建設費補助事業	327,000	令和 4	0	327,000	令和 4	0
				5	98,100		5	0
				6	163,500		6	81,750
				7	65,400		7	245,250
10 教育費	7 社 会 教 育 費	(仮)豊田市博物館 建設事業	8,089,100	3	2,021,300	7,793,900	3	2,021,300
				4	3,678,474		4	3,678,474
				5	2,389,326		5	2,094,126
	8 文 体 育 化 費	豊田スタジアム 長寿命化改修事業	3,152,500	2	945,000	3,052,500	2	945,000
				3	1,244,600		3	1,244,600
				4	861,900		4	861,900
				5	101,000		5	1,000
		豊田スタジアム 長寿命化改修事 業 (その2)	522,800	4	270,000	443,660	4	270,000
				5	252,800		5	173,660
				高橋節郎館業	464,624		5	235,062
高改修事	6	229,562	6	226,042				

繰越明許費補正（追加）

（単位：千円）

款	項	事業名	金額	
4 衛生費	1 保健衛生費	新型コロナウイルスワクチン 接種体制確保事業	47,100	
6 農林水産費	1 農業費	粗飼料価格高騰対策補助事業	9,500	
		配合飼料価格高騰対策補助事業	20,600	
	2 農地費	地籍調査事業	75,286	
7 商工費	1 商工費	拠点施設撤去負担事業	2,800	
8 土木費	2 道路橋りょう費	路面舗装事業 （市道藤岡深見田茂平線外5路線）	53,420	
		橋りょう修繕事業 （小原橋外273橋）	211,700	
		市道改良事業 （市道土橋竜神1号線）	12,000	
		市道改良事業 （市道四郷25号線）	6,800	
	3 交通安全施設費	歩道設置事業 （市道藤岡飯野広瀬線）	14,000	
		歩行者・自転車通行環境整備事業	41,000	
	4 河川費		（仮）水辺ふれあいプラザ整備事業	20,398
			河川改良事業 （準用河川大見川）	91,797
			河川修繕事業 （準用河川逢妻男川）	9,000
			矢作川水辺空間利活用事業	70,000
			排水路改良事業 （鵜ヶ瀬町）	240

繰越明許費補正（追加）つづき

（単位：千円）

款	項	事業名	金額
8 土木費	5 都市計画費	総合都市交通体系調査事業	12,000
		公共施設管理者負担事業 （土橋土地区画整理事業）	54,000
		名鉄三河線若林駅付近 連続立体交差事業	2,117,400
		街路建設事業 （都市計画道路若林東西線）	12,300
		特定道路改良促進事業 （豊田南バイパス関連 市道福谷一色線外1路線）	47,000
		四郷北公園整備事業	25,000
		高橋天神公園整備事業	27,500
		鞍ヶ池公園 園内移動車両取得事業	24,970
		中央公園第二期整備 中検討業務委託事業	22,000
		矢作緑地勘八公園 用地測量事業	22,100
		歩車共存道路整備事業 （市道西町若宮線）	37,000
		豊田市駅東口駅前広場 施設撤去事業	49,000
		豊田市駅耐震補強補助事業	47,000
		基幹バス車両修繕事業	7,052

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
10 教育費	2 小学校費	トイレ再整備事業 (寿恵野小学校外7校)	476,480
		バリアフリー化整備事業 (花山小学校)	73,790
		屋外遊具整備事業 (飯野小学校外10校)	144,500
	3 中学校費	トイレ再整備事業 (下山中学校外5校)	310,635
		バリアフリー化整備事業 (保見中学校)	98,027
	6 学校教育費	小中特別支援学校換気対策事業	13,440
	8 文化体育費	路面舗装事業 (市道神田2号線外1路線)	51,048
		総合体育館長寿命化改修事業	462,000
11 災害復旧費	1 災害復旧費	土木施設災害復旧事業	43,848
		地域振興施設災害復旧事業	13,376

債務負担行為補正（追加）

(単位：千円)

事項	期間	限度額
伊保小学校仮設校舎借上	令和6年度から 令和12年度まで	13,033

債務負担行為補正（変更）

(単位：千円)

事項	補正前		補正後	
	期間	限度額	期間	限度額
こども園保全業務委託事業	令和6年度から 令和7年度まで	226,000	令和6年度から 令和7年度まで	229,151

地方債補正（変更）

（単位：千円）

起債の目的	補正前額	補正後額
保健衛生事業費	20,000	0
農地事業費	54,300	0
林道事業費	62,100	0
道路橋りょう事業費	589,600	161,700
交通安全施設事業費	62,500	0
河川事業費	416,000	324,800
都市計画事業費	4,331,200	2,065,800
消防事業費	32,100	0
小学校事業費	343,600	0
社会教育事業費	376,300	165,000
文化体育事業費	54,700	25,100

(性質別歳出)

(単位：千円・%)

区 分	補正前の額	補正額	計	補正前 構成比	補正後 構成比	備 考
人 件 費	32,900,922	△ 414,057	32,486,865	16.6	15.9	
物 件 費	38,739,378	△ 1,290,984	37,448,394	19.5	18.3	
維 持 補 修 費	3,525,328	17,298	3,542,626	1.8	1.7	
扶 助 費	36,296,453	142,804	36,439,257	18.3	17.8	
補 助 費 等	30,601,718	△ 957,685	29,644,033	15.4	14.5	
普通建設事業費	36,910,307	677,935	37,588,242	18.6	18.4	
災害復旧事業費	1,154,760	0	1,154,760	0.6	0.6	
公 債 費	7,659,907	△ 973	7,658,934	3.9	3.7	
積 立 金	408,366	6,326,514	6,734,880	0.2	3.3	
投資及び出資金	1,079,000	△ 65,000	1,014,000	0.5	0.5	
貸 付 金	190,000	0	190,000	0.1	0.1	
繰 出 金	8,768,714	1,535,295	10,304,009	4.4	5.0	
予 備 費	500,000	0	500,000	0.3	0.2	
合 計	198,734,853	5,971,147	204,706,000	100.0	100.0	

(単位：千円)

議案第28号 国民健康保険	(歳入)			
	款	補正前の額	補正額	計
	1 国民健康保険税	7,423,412	△ 256,540	7,166,872
	2 国庫支出金	696	0	696
	3 県支出金	23,319,131	202,296	23,521,427
	4 財産収入	18	626	644
	5 繰入金	3,809,086	1,948,585	5,757,671
	6 繰越金	95,483	454,674	550,157
	7 諸収入	100,428	△ 24,119	76,309
	合計	34,748,254	2,325,522	37,073,776
	(歳出)			
	款	補正前の額	補正額	計
	1 総務費	366,287	△ 8,301	357,986
	2 保険給付費	23,030,073	592,100	23,622,173
	3 国民健康保険 事業費納付金	10,942,689	0	10,942,689
	4 保健事業費	364,185	△ 7,164	357,021
5 基金積立金	18	1,748,887	1,748,905	
6 諸支出金	40,002	0	40,002	
7 予備費	5,000	0	5,000	
合計	34,748,254	2,325,522	37,073,776	

(単位：千円)

議案第29号 都市計画事業 土地区画整理 (土 橋)	(歳入)			
	款	補正前の額	補正額	計
	1 事業収入	138,266	90,977	229,243
	2 負担金	90,000	25,000	115,000
	3 使用料及び手数料	90	△ 30	60
	4 繰入金	232,528	△ 116,039	116,489
	5 繰越金	4,893	0	4,893
	6 諸収入	17	92	109
合計	465,794	0	465,794	
都市計画事業 土地区画整理 (花 園)	(歳入)			
	款	補正前の額	補正額	計
	1 事業収入	206,340	0	206,340
	2 負担金	782,000	△ 25,000	757,000
	3 使用料及び手数料	80	△ 10	70
	4 繰入金	1,004,497	20,494	1,024,991
	5 繰越金	1	4,256	4,257
	6 諸収入	24	129	153
	合計	1,992,942	△ 131	1,992,811
	(歳出)			
	款	補正前の額	補正額	計
	1 花園土地区画整理費	1,992,942	△ 131	1,992,811
	合計	1,992,942	△ 131	1,992,811

(単位：千円)

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
				平成			平成	
都市計画事業 土地区画整理 つづき 継続費補正 (変更)	土橋 土地 区画 整理費	豊田都市計 画橋 土地 区画 整理事業	39,303,000	10	70,000	39,303,000	10	70,000
				11	97,000		11	97,000
				12	197,000		12	197,000
				13	101,000		13	101,000
				14	34,000		14	34,000
				15	62,000		15	62,000
				16	235,000		16	235,000
				17	1,589,000		17	1,589,000
				18	1,708,000		18	1,708,000
				19	2,315,000		19	2,315,000
				20	2,613,000		20	2,613,000
				21	2,975,000		21	2,975,000
				22	3,423,000		22	3,423,000
				23	2,740,000		23	2,740,000
				24	1,820,000		24	1,820,000
				25	1,606,000		25	1,606,000
				26	2,026,000		26	2,026,000
				27	2,395,000		27	2,395,000
				28	4,126,000		28	4,126,000
				29	2,974,000		29	2,974,000
				30	1,444,000		30	1,444,000
				令和			令和	
				元	1,476,000		元	1,476,000
				2	1,565,000		2	1,565,000
				3	526,000		3	526,000
				4	132,600		4	132,600
				5	383,249		5	383,249
				6	232,151		6	256,800
				7	78,000		7	122,000
				8	158,000		8	118,000
9	109,000	9	90,000					
10	93,000	10	83,351					

(単位：千円)

款	項	事業名	補正前			補正後			
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額	
都市計画事業 土地区画整理 つづき 継続費補正 (変更) つづき	花園 土地 区画 整理費	豊田都市計画 花園 土地 区画 整理事業	24,332,000	平成			24,332,000	平成	
				22	40,000	22		40,000	
				23	130,000	23		130,000	
				24	50,000	24		50,000	
				25	266,000	25		266,000	
				26	452,000	26		452,000	
				27	1,380,000	27		1,380,000	
				28	2,336,000	28		2,336,000	
				29	2,853,000	29		2,853,000	
				30	2,880,000	30		2,880,000	
				令和					
				元	4,034,000	元		4,034,000	
				2	3,127,500	2		3,127,500	
				3	2,211,800	3		2,211,800	
				4	1,057,200	4		1,057,200	
				5	1,911,478	5		1,911,478	
				6	1,080,346	6		1,060,527	
7	306,728	7	326,547						
8	165,854	8	165,854						
9	50,094	9	50,094						

(単位：千円)

議案第30号 分譲住宅 建設事業	(繰越明許費)			
	款	項	事業名	金額
	1 宅地造成費	1 宅地造成費	小原町宅地分譲事業	2,387
議案第31号 卸売市場	(歳入)			
	款	補正前の額	補正額	計
	1 使用料及び手数料	89,663	△ 3,242	86,421
	2 繰入金	70,186	△ 3,976	66,210
	3 繰越金	1	18,947	18,948
	4 諸収入	81,042	△ 15,838	65,204
	5 財産収入	—	133	133
	合計	240,892	△ 3,976	236,916
	(歳出)			
	款	補正前の額	補正額	計
	1 卸売市場費	240,392	△ 3,976	236,416
	2 予備費	500	0	500
	合計	240,892	△ 3,976	236,916

(単位：千円)

議案第32号 水道水源 保全事業	(歳入)			
	款	補正前の額	補正額	計
	1 負担金	44,686	△ 851	43,835
	2 財産収入	415	△ 21	394
	3 寄附金	1	0	1
	4 繰入金	38,846	△ 10,816	28,030
	5 繰越金	1	4,321	4,322
	6 諸収入	2	2	4
	合計	83,951	△ 7,365	76,586
	(歳出)			
	款	補正前の額	補正額	計
	1 水道水源保全費	83,951	△ 7,365	76,586
	合計	83,951	△ 7,365	76,586
	議案第33号 母子父子寡婦福祉 資金貸付事業	(歳入)		
款		補正前の額	補正額	計
1 事業収入		8,483	883	9,366
2 繰入金		7,898	△ 7,000	898
3 繰越金		1	20,117	20,118
4 諸収入		2	0	2
5 市債		14,000	△ 14,000	0
合計		30,384	0	30,384
(地方債補正(変更))				
起債の目的		補正前限度額	補正後限度額	
母子父子寡婦福祉資金貸付事業費		14,000	0	

(単位：千円)

議案第34号 介護保険事業	(歳入)			
	款	補正前の額	補正額	計
1 保険料	7,181,811	17,355	7,199,166	
2 手数料	1,150	420	1,570	
3 国庫支出金	4,953,728	△ 74,921	4,878,807	
4 支払基金交付金	6,925,315	△ 64,640	6,860,675	
5 県支出金	3,663,254	△ 33,738	3,629,516	
6 財産収入	2,766	324	3,090	
7 寄附金	1	0	1	
8 繰入金	4,148,257	△ 79,024	4,069,233	
9 繰越金	1	516,560	516,561	
10 諸収入	4,695	3,530	8,225	
合計	26,880,978	285,866	27,166,844	
	(歳出)			
	款	補正前の額	補正額	計
1 総務費	676,651	△ 30,629	646,022	
2 保険給付費	24,856,372	△ 220,576	24,635,796	
3 地域支援事業費	1,326,516	△ 10,008	1,316,508	
4 基金積立金	1	229,345	229,346	
5 諸支出金	11,438	317,734	329,172	
6 予備費	10,000	0	10,000	
合計	26,880,978	285,866	27,166,844	

(単位：千円)

議案第35号 財産区（盛岡）	(歳入)				
	款	補正前の額	補正額	計	
	1 財産収入	3,843	1	3,844	
	2 繰入金	780	0	780	
	3 繰越金	1	384	385	
	4 諸収入	29	0	29	
	合計	4,653	385	5,038	
	(歳出)				
	款	補正前の額	補正額	計	
	1 総務費	4,652	△ 1,548	3,104	
	2 基金積立金	1	1,933	1,934	
	合計	4,653	385	5,038	
	財産区（賀茂）	(歳入)			
		款	補正前の額	補正額	計
1 財産収入		2,963	7,124	10,087	
2 繰入金		12,149	0	12,149	
3 繰越金		1	250	251	
4 諸収入		2	0	2	
合計		15,115	7,374	22,489	
(歳出)					
款		補正前の額	補正額	計	
1 総務費		15,114	△ 1,672	13,442	
2 基金積立金		1	9,046	9,047	
合計		15,115	7,374	22,489	

(単位：千円)

議案第36号 後期高齢者医療	(歳入)			
	款	補正前の額	補正額	計
	1 後期高齢者医療保険料	5,915,800	△ 83,814	5,831,986
	2 繰入金	881,569	△ 1,287	880,282
	3 繰越金	1,000	65,282	66,282
	4 諸収入	12,186	390	12,576
	合計	6,810,555	△ 19,429	6,791,126
	(歳出)			
	款	補正前の額	補正額	計
	1 総務費	136,184	△ 1,705	134,479
	2 広域連合納付金	6,662,510	△ 17,724	6,644,786
3 諸支出金	11,861	0	11,861	
合計	6,810,555	△ 19,429	6,791,126	
議案第37号 産業用地 造成事業	(歳入)			
	款	補正前の額	補正額	計
	1 繰入金	40,390	△ 18,743	21,647
	2 繰越金	1,271	11,037	12,308
	3 諸収入	1	1	2
	合計	41,662	△ 7,705	33,957
	(歳出)			
	款	補正前の額	補正額	計
	1 産業用地造成費	41,662	△ 7,705	33,957
	合計	41,662	△ 7,705	33,957

令和5年度

豊田市水道事業会計補正予算資料

(3月補正)

令和5年度 水道事業会計 3月補正予算（議案第38号）

1 収益的収入及び支出

○水道事業収益

（単位：千円）

科 目		既決予定額	補正予定額	補正後予定額	主 な 内 訳
営業収益	給水収益	8,984,264	△ 18,796	8,965,468	水道料金 △ 18,796
	その他営業収益	14,726	△ 7,606	7,120	配水管移設工事収益 44
					配水管修繕工事収益 1,428
					消火栓維持修繕工事収益 △ 9,078
営業外収益	受取利息	519	3,352	3,871	預金利息 3,802
	他会計負担金	35,533	0	35,533	
	他会計補助金	1,394,000	0	1,394,000	
	補助金	4,489	△ 2,506	1,983	デジタル田園都市国家構想交付金 △ 2,506
	長期前受金戻入	1,374,084	△ 53,702	1,320,382	
	雑収益	164,560	16,527	181,087	水道サービス協会委託料剰余金等 12,630
特別利益	9	679	688	過年度損益修正益 679	
合 計	11,972,184	△ 62,052	11,910,132		

○水道事業費用

（単位：千円）

科 目		既決予定額	補正予定額	補正後予定額	主 な 内 訳
営業費用	原水及び浄水費	3,731,126	△ 108,052	3,623,074	浄水施設管理費 △ 107,000
					水道水源保全事業負担金 △ 851
	配水及び給水費	1,714,018	△ 185,159	1,528,859	人件費 △ 1,000
					配水施設管理費 △ 156,000
					給水事業費 △ 4,000
					水道メーター管理費 △ 23,198
	業務費	393,957	△ 1,600	392,357	人件費 △ 1,500
総係費	181,823	△ 4,025	177,798	電子計算機器費 △ 2,566	
減価償却費	4,722,521	△ 49,165	4,673,356		
資産減耗費	253,624	△ 74,256	179,368		
営業外費用	支払利息	162,222	△ 5,664	156,558	企業債償還利息 △ 5,664
	雑支出	1,150	0	1,150	
	消費税及び地方消費税	99,428	0	99,428	
特別損失	12,347	△ 1,800	10,547		
合 計	11,272,216	△ 429,721	10,842,495		
収 支	699,968	367,669	1,067,637		

2 資本的収入及び支出

○資本的収入

(単位：千円)

科 目	既決予定額	補正予定額	補正後予定額	主 な 内 訳	
企業債	800,000	0	800,000		
出資金	289,000	△ 51,000	238,000		
工事分担金	1,657,161	△ 325,930	1,331,231	消火栓設置工事分担金	△ 5,244
				下水道関連支障移転工事分担金	△ 199,595
				区画整理事業等分担金	△ 61,702
				加算分担金	8,864
土木工事支障移転工事分担金	△ 68,253				
県補助金	74,020	68,941	142,961	緊急時給水拠点確保等事業（管路）	22,000
				緊急時給水拠点確保等事業（施設）	△ 5,060
				水道管路耐震化等推進事業	52,001
固定資産 売却収入	72	83	155	水道メーター	83
給水負担金	181,308	108	181,416	メーター負担金	108
他会計負担金	204,971	0	204,971		
合 計	3,206,532	△ 307,798	2,898,734		

○資本的支出

(単位：千円)

科 目	既決予定額	補正予定額	補正後予定額	主 な 内 訳	
水道拡張費	1,146,074	△ 215,273	930,801	拡張事業費	△ 215,000
				豊田・岡崎地区研究開発施設送水事業	△ 215,000
水道整備費	6,412,513	△ 319,139	6,093,374	人件費	△ 1,000
				配水施設等整備費	△ 185,938
				老朽化対策	△ 29,000
				水道管整備費	△ 89,025
				老朽化対策	△ 50,894
				下水道事業支障移転	△ 35,000
				土木工事支障移転	△ 2,321
災害対策事業費	△ 42,017				
固定資産 購入費	249,332	△ 59,661	189,671	水道メーター	△ 35,635
				水質検査機器等	△ 24,026
償 還 金	1,268,563	△ 32,926	1,235,637	企業債償還元金	△ 32,926
合 計	9,076,482	△ 626,999	8,449,483		
収 支	△ 5,869,950	319,201	△ 5,550,749		

*収支不足額5,550,749千円は、損益勘定留保資金等により補填。

令和5年度

豊田市下水道事業会計補正予算資料

(3月補正)

令和5年度 下水道事業会計 3月補正予算（議案第39号）

1 収益的収入及び支出

○下水道事業収益

（単位：千円）

科 目	既決予定額	補正予定額	補正後予定額	主 な 内 訳	
営業 収益	下水道収益	4,210,482	△ 27,754	4,182,728	下水道使用料 △ 27,754
	他会計負担金	554,999	△ 4,589	550,410	雨水処理一般会計負担金 △ 4,589
	その他営業収益	10	40	50	
営業 外 収益	受取利息	15	645	660	預金利息 645
	他会計負担金	1,851,696	△ 25,621	1,826,075	汚水処理一般会計負担金 △ 25,621
	他会計補助金	172,788	4,773	177,561	汚水処理一般会計補助金 4,773
	国庫補助金	28,500	1,336	29,836	防災・安全社会資本整備交付金 △ 200 デジタル田園都市国家構想交付金 1,536
	長期前受金戻入	1,852,830	△ 8,208	1,844,622	
	雑収益	2,276	625	2,901	不用品売却収益 △ 10 目的外使用料 667
特 別 利 益	8	317	325		
合 計	8,673,604	△ 58,436	8,615,168		

○下水道事業費用

（単位：千円）

科 目	既決予定額	補正予定額	補正後予定額	主 な 内 訳	
営 業 費 用	污水管渠費	461,243	△ 73	461,170	電子計算機器費 △ 73
	污水ポンプ場費	73,076	0	73,076	
	汚水処理場費	247,263	△ 43	247,220	電子計算機器費 △ 43
	流域下水道 維持管理負担金	1,542,777	0	1,542,777	
	雨水施設費	119,963	△ 221	119,742	電子計算機器費 △ 58
	業務費	198,836	△ 1,266	197,570	雨水貯留施設転用補助金 △ 60 水洗便所改造資金利子補給金 △ 206
	総係費	119,607	△ 1,005	118,602	電子計算機器費 △ 241
	減価償却費	5,113,804	△ 23,402	5,090,402	固定資産減価償却費 △ 23,402
	資産減耗費	63,191	△ 26,442	36,749	固定資産除却費 △ 26,442
	支払利息	505,600	△ 11,333	494,267	企業債償還利息 △ 11,333
営業 外 費用	雑支出	498	0	498	
	消費税及び 地方消費税	84,320	0	84,320	
	特 別 損 失	3,657	0	3,657	
合 計	8,533,835	△ 63,785	8,470,050		
収 支	139,769	5,349	145,118		

2 資本的収入及び支出

○資本的収入

(単位：千円)

科 目	既決予定額	補正予定額	補正後予定額	主 な 内 訳	
収 入	企業債	1,817,700	△ 142,200	1,675,500	公共下水道事業債 △ 141,600 流域下水道事業債 △ 600
	出資金	480,000	△ 30,000	450,000	区画整理事業分 △ 30,000
	国庫補助金	1,023,200	△ 85,760	937,440	社会資本整備総合交付金 △ 83,000 防災・安全社会資本整備交付金 △ 2,500 浸水対策下水道事業費補助金 △ 260
	県補助金	3,234	0	3,234	
	受益者負担金	109,140	△ 1,259	107,881	
	工事負担金	76,211	△ 54,233	21,978	汚水管移設公共補償金 △ 54,233
	合 計	3,509,485	△ 313,452	3,196,033	

○資本的支出

(単位：千円)

科 目	既決予定額	補正予定額	補正後予定額	主 な 内 訳	
建 設 改 良 費	管渠整備費	4,734,156	△ 310,561	4,423,595	汚水管渠建設事業 △ 189,023 汚水管渠支障移転事業 △ 116,943 企画・計画事業 △ 4,216
	ポンプ場 整備費	75,401	0	75,401	
	処理場整備費	33,977	0	33,977	
	流域下水道 建設負担金	156,909	△ 532	156,377	矢作川流域 6,629 境川流域 △ 7,161
	固定資産 購入費	17,003	0	17,003	
	償還金	2,663,693	0	2,663,693	
	合 計	7,681,139	△ 311,093	7,370,046	
収 支	△ 4,171,654	△ 2,359	△ 4,174,013		

*収支不足額4,174,013千円は、損益勘定留保資金等により補填。

令和6年度

豊田市 一般会計 当初予算資料
特別会計

令和6年度 各会計別当初予算総括表

(単位：千円・%)

区 分	令和6年度	構成比	令和5年度	構成比	比 較	増減率	備 考		
一 般 会 計	195,600,000	72.8	188,300,000	72.6	7,300,000	3.9	議案第40号		
特 別 会 計	国民健康保険	35,103,946	13.1	34,675,714	13.4	428,232	1.2	議案第41号	
	土地区画整理	土 橋	344,744	0.1	425,738	0.2	△ 80,994	△ 19.0	議案第42号
		花 園	1,142,598	0.4	2,006,691	0.8	△ 864,093	△ 43.1	
	分譲住宅建設	9,171	0.0	10,090	0.0	△ 919	△ 9.1	議案第43号	
	卸売市場	241,885	0.1	240,892	0.1	993	0.4	議案第44号	
	水道水源保全	94,362	0.0	83,951	0.0	10,411	12.4	議案第45号	
	母子父子寡婦福祉	25,472	0.0	30,384	0.0	△ 4,912	△ 16.2	議案第46号	
	介護保険	28,175,020	10.5	26,891,760	10.4	1,283,260	4.8	議案第47号	
	財 産 区	盛 岡	3,888	0.0	4,653	0.0	△ 765	△ 16.4	議案第48号
		賀 茂	4,697	0.0	15,115	0.0	△ 10,418	△ 68.9	
	後期高齢者医療	7,839,366	2.9	6,807,744	2.6	1,031,622	15.2	議案第49号	
	産業用地造成	14,580	0.0	40,392	0.0	△ 25,812	△ 63.9	議案第50号	
小 計	72,999,729	27.2	71,233,124	27.4	1,766,605	2.5			
合 計 (一般会計+特別会計)	268,599,729	100.0	259,533,124	100.0	9,066,605	3.5			
企 業 会 計	水道事業	収入	14,248,217	—	15,178,716	—	△ 930,499	△ 6.1	議案第51号
		支出	18,393,910	—	20,348,698	—	△ 1,954,788	△ 9.6	
	下水道事業	収入	12,544,332	—	12,183,089	—	361,243	3.0	議案第52号
		支出	16,936,444	—	16,214,974	—	721,470	4.4	
支 出 合 計		35,330,354	—	36,563,672	—	△ 1,233,318	△ 3.4		
総 計 (一般会計+特別会計 +企業会計)		303,930,083	—	296,096,796	—	7,833,287	2.6		

一 般 会 計 款 別 集 計 表

令和6年度当初予算

(議案第40号)

(歳入)

(単位：千円・%)

款	令和6年度	構成比	令和5年度	構成比	比較	増減率
1 市 税	125,516,194	64.2	104,572,913	55.5	20,943,281	20.0
2 地 方 譲 与 税	1,459,100	0.7	1,324,600	0.7	134,500	10.2
3 利 子 割 交 付 金	35,000	0.0	27,000	0.0	8,000	29.6
4 配 当 割 交 付 金	628,000	0.3	630,000	0.3	△ 2,000	△ 0.3
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	504,000	0.3	539,000	0.3	△ 35,000	△ 6.5
6 法 人 事 業 税 交 付 金	1,797,000	0.9	1,739,000	0.9	58,000	3.3
7 地 方 消 費 税 交 付 金	10,406,000	5.3	11,610,000	6.2	△ 1,204,000	△ 10.4
8 ゴルフ場利用税交付金	360,000	0.2	360,000	0.2	0	0.0
9 自動車取得税交付金	1	0.0	1	0.0	0	0.0
10 環境性能割交付金	468,000	0.2	345,000	0.2	123,000	35.7
11 地 方 特 例 交 付 金	2,563,001	1.3	501,000	0.3	2,062,001	411.6
12 地 方 交 付 税	150,000	0.1	150,000	0.1	0	0.0
13 交通安全対策特別交付金	49,000	0.0	54,000	0.0	△ 5,000	△ 9.3
14 分 担 金 及 び 負 担 金	97,929	0.1	106,002	0.1	△ 8,073	△ 7.6
15 使 用 料 及 び 手 数 料	2,947,990	1.5	3,059,072	1.6	△ 111,082	△ 3.6
16 国 庫 支 出 金	27,151,864	13.9	25,171,593	13.4	1,980,271	7.9
17 県 支 出 金	12,032,838	6.2	12,932,756	6.9	△ 899,918	△ 7.0
18 財 産 収 入	734,032	0.4	1,935,832	1.0	△ 1,201,800	△ 62.1
19 寄 附 金	450,897	0.2	586,551	0.3	△ 135,654	△ 23.1
20 繰 入 金	680,405	0.3	7,880,068	4.2	△ 7,199,663	△ 91.4
21 繰 越 金	2,000,000	1.0	2,000,000	1.1	0	0.0
22 諸 収 入	4,568,749	2.3	5,775,612	3.1	△ 1,206,863	△ 20.9
23 市 債	1,000,000	0.5	7,000,000	3.7	△ 6,000,000	△ 85.7
合 計	195,600,000	100.0	188,300,000	100.0	7,300,000	3.9

歳入の主な内訳

(単位：千円・%)

款	令和6年度	令和5年度	増減率	主な内訳	
1 市 税	125,516,194	104,572,913	20.0	市民税	65,130,000
				個人市民税	30,259,000
				法人市民税	34,871,000
				固定資産税	44,068,499
				市たばこ税	2,869,000
				事業所税	7,736,000
				都市計画税	4,596,600
				14 分担金及び負担金	97,929
15 使用料及び手数料	2,947,990	3,059,072	△ 3.6	こども園保育料	132,615
				こども発達センター診療収入	192,720
				道路・河川等占用料	232,010
				都市公園使用料	217,171
				市営住宅使用料	449,231
				塵芥処理手数料	709,800
				16 国庫支出金	27,151,864
障がい児入所給付費等負担金	1,117,353				
児童手当負担金	5,746,517				
児童扶養手当負担金	356,808				
生活保護費負担金	3,065,385				
重層的支援体制整備事業交付金	374,833				
子ども・子育て支援交付金	471,477				
子育てのための施設等利用給付費交付金	305,580				
教育・保育給付費交付金	2,493,717				
道整備交付金	401,100				
連続立体交差事業費補助金	2,420,000				
社会資本整備総合交付金	1,862,588				
学校施設環境改善交付金	1,245,910				
デジタル田園都市国家構想交付金	253,700				

(単位：千円・%)

款	令和6年度	令和5年度	増減率	主な内訳	
17 県支出金	12,032,838	12,932,756	△ 7.0	障がい者自立支援 事業費負担金	2,312,025
				障がい児入所給付費等負担金	558,676
				後期高齢者医療保険 基盤安定拠出金	641,091
				教育・保育給付費負担金	1,102,603
				児童手当負担金	946,619
				国民健康保険基盤安定負担金	1,028,900
				医療助成費補助金	1,072,380
				福祉給付金支給費補助金	402,710
				介護施設等整備事業費補助金	540,091
				重層的支援体制整備 事業交付金	183,336
				子ども・子育て支援交付金	470,168
				教育・保育給付費補助金	187,224
				多面的機能支払補助金	143,569
				私立幼稚園授業料等 軽減補助金	140,089
				アジア競技大会市町村施設 改修事業費補助金	102,127
				県民税徴収取扱費委託金	720,000
				「ラーケーションの日」 モデル事業委託金	105,664
18 財産収入	734,032	1,935,832	△ 62.1	土地建物貸付収入	197,353
				土地売払収入	117,003
				ラリージャパン実行委員会 有限責任事業組合償還金	250,000
19 寄附金	450,897	586,551	△ 23.1	一般寄附金	400,000
				スポーツ事業寄附金	30,000
20 繰入金	680,405	7,880,068	△ 91.4	介護予防事業推進基金繰入金	115,814
				地域づくり振興基金繰入金	200,000

(単位：千円・%)

款	令和6年度	令和5年度	増減率	主な内訳	
22 諸 収 入	4,568,749	5,775,612	△ 20.9	小規模企業等振興資金 元金収入	185,000
				後期高齢者医療広域連合 受託事業収入	220,651
				清掃事務受託事業収入	130,171
				放課後児童健全育成事業 参加者負担金	276,141
				広告料収入	8,856
				地域公共交通確保維持改善 事業費補助金	193,990
				渡刈クリーンセンター 売電収入	232,815
				二酸化炭素排出抑制対策 事業費等補助金	498,868
				デジタル基盤改革支援補助金	900,000
				23 市 債	1,000,000
衛生債	359,100				
土木債	561,000				
合 計	195,600,000	188,300,000	3.9		

(目 的 別 歳 出)

(単位：千円・%)

款	令和6年度	構成比	令和5年度	構成比	比 較	増減率
1 議 会 費	891,082	0.5	877,732	0.5	13,350	1.5
2 総 務 費	20,845,780	10.7	17,950,602	9.5	2,895,178	16.1
3 民 生 費	70,102,819	35.8	65,264,557	34.7	4,838,262	7.4
4 衛 生 費	17,045,253	8.7	19,203,332	10.2	△ 2,158,079	△ 11.2
5 労 働 費	171,001	0.1	181,598	0.1	△ 10,597	△ 5.8
6 農 林 水 産 業 費	3,110,483	1.6	3,299,502	1.8	△ 189,019	△ 5.7
7 商 工 費	3,958,160	2.0	4,673,905	2.5	△ 715,745	△ 15.3
8 土 木 費	30,954,766	15.8	32,278,048	17.1	△ 1,323,282	△ 4.1
9 消 防 費	8,646,641	4.4	7,151,362	3.8	1,495,279	20.9
10 教 育 費	31,938,981	16.3	28,993,795	15.4	2,945,186	10.2
11 災 害 復 旧 費	350,160	0.2	235,660	0.1	114,500	48.6
12 公 債 費	7,084,873	3.6	7,659,907	4.1	△ 575,034	△ 7.5
13 諸 支 出 金	1	0.0	30,000	0.0	△ 29,999	△ 100.0
14 予 備 費	500,000	0.3	500,000	0.3	0	0.0
合 計	195,600,000	100.0	188,300,000	100.0	7,300,000	3.9

歳出の主な内訳

(単位：千円・%)

款	令和6年度	令和5年度	増減率	主な内訳	
2 総務費	20,845,780	17,950,602	16.1	職員退職手当	1,444,209
				次世代社会システム 実証推進費	117,814
				挙母地域振興費	244,727
				高橋地域振興費	184,741
				上郷地域振興費	93,935
				高岡地域振興費	322,676
				猿投地域振興費	221,089
				松平地域振興費	59,489
				藤岡地域振興費	244,137
				小原地域振興費	255,968
				足助地域振興費	545,305
				下山地域振興費	495,357
				旭地域振興費	702,366
				稲武地域振興費	346,194
				過誤納還付金	330,000
戸籍住民基本台帳費	469,723				
3 民生費	70,102,819	65,264,557	7.4	国民健康保険特別会計繰出金	2,782,791
				介護保険事業特別会計繰出金	4,225,937
				子ども医療助成費	2,622,285
				心身障がい者医療助成費	921,086
				精神障がい者医療助成費	561,318
				福祉給付金助成費	906,375
				障がい者手当給付費	805,752
				障がい者介護給付費	5,063,013
				障がい者訓練等給付費	3,351,140
				重層的支援体制整備事業費	1,231,595
特別養護老人ホーム等費	589,317				

(単位：千円・%)

款	令和6年度	令和5年度	増減率	主な内訳
3 民生費 (つづき)				後期高齢者療養給付費負担金 3,712,012
				後期高齢者医療 特別会計繰出金 994,022
				放課後児童健全育成費 1,478,122
				私立こども園振興費 483,190
				私立認定こども園振興費 1,827,898
				教育・保育給付費 5,399,360
				児童手当給付費 7,639,863
				児童扶養手当給付費 1,070,424
				こども園給食運営費 782,777
				児童発達支援費 1,990,891
				生活保護扶助費 4,138,200
				4 衛生費
保健事業費 712,564				
母子保健対策費 768,054				
予防接種費 1,821,021				
水道事業補助金 900,000				
水道事業出資金 130,725				
ごみ収集事業費 1,058,998				
渡刈クリーンセンター費 3,455,504				
藤岡プラント費 635,414				
5 労働費	171,001	181,598	△ 5.8	
6 農林水産費	3,110,483	3,299,502	△ 5.7	中山間地域等直接支払費 122,027
				用水保全費 249,661
				多面的機能支払費 192,997
				土地改良事業費補助金 212,421
				森づくり推進費 158,081
				林道開設・舗装・改良費 (17事業) 203,560

(単位：千円・%)

款	令和6年度	令和5年度	増減率	主な内訳	
7 商 工 費	3,958,160	4,673,905	△ 15.3	再開発施設費	335,799
				商業活性化対策費	195,332
				工業振興推進費	264,868
				産業立地政策推進費	1,450,158
				資金融資費	250,000
				豊田おいでんまつり 開催負担金	235,000
				8 土 木 費	30,954,766
				橋りょう修繕・耐震対策費	480,496
				道路防災対策費	309,600
				市道新設・改良費（25事業）	1,200,718
				交通安全施設整備費	292,140
				歩道設置費	294,727
				河川改良費（長田川ほか）	606,612
				河川修繕費	378,450
				排水路改良費	404,022
				都市計画事業土地区画整理 公共施設管理者負担金	493,400
				都市計画事業土地区画整理 特別会計繰出金	847,921
				街路建設費（8事業）	6,693,725
				特定道路建設費	1,579,039
				特定道路改良促進費	113,178
				下水道事業負担金	2,405,487
				下水道事業出資金	450,000
				緑地整備費	138,349
				都心環境計画推進費	2,753,594
				バス運行推進費	926,186
				市営住宅整備費	281,778

(単位：千円・%)

款	令和6年度	令和5年度	増減率	主 な 内 訳
9 消 防 費	8,646,641	7,151,362	20.9	常備消防活動費 684,484
				非常備消防活動費 196,378
				消防団消防機械整備費 149,624
				消防車両整備費 211,373
				防災設備費 1,578,027
				震災対策消防施設設備整備費 113,042
10 教 育 費	31,938,981	28,993,795	10.2	私立幼稚園振興費 590,817
				教材備品整備費（小学校・ 中学校・特別支援学校） 383,160
				施設整備費（小学校・ 中学校・特別支援学校） 5,009,491
				小学校校舎建設費 （中山小学校） 637,702
				通学バス運行費（小学校・ 中学校・特別支援学校） 214,762
				児童生徒対象事業費（小学 校・中学校・特別支援学校） 314,509
				幼稚園施設整備費 299,636
				副読本・教師用教科書等 購入費 409,710
				部活動の地域移行事業費 107,211
				学校情報化推進費 472,271
				給食材料費 895,522
				学校給食協会委託費 1,581,681
				歴史的町並み保存費 225,857
				豊田参合館運営費負担金 828,296
				世界ラリー一選手権開催推進費 902,585
				コンサートホール・能楽堂費 1,100,563
中央公園費 1,506,217				
美術館展覧会開催費 151,924				
高橋節郎館改修費 226,042				
合 計	195,600,000	188,300,000	3.9	

継 続 費

(単位：千円)

款	項	事業名	総額	年度 年割額	
				令和	
3 民生費	4 児福社童費	私立認定こども園 施設整備費補助事業	409,885	6	327,907
				7	81,978
7 商工費	1 商工費	豊田参合館長寿命化等 改修負担事業 (共用部)	330,806	6	114,453
				7	152,440
				8	63,913
8 土木費	2 道り路よ橋費	市道改良事業 (市道土橋竜神1号線)	259,000	6	103,600
				7	99,796
				8	55,604
10 教育費	7 社教育会費	豊田参合館長寿命化等 改修負担事業 (中央図書館・共用部)	1,860,207	6	643,601
				7	857,249
				8	359,357
	8 文体育化費	豊田参合館長寿命化等 改修負担事業 (コンサートホール・ 能楽堂・共用部)	2,413,157	6	834,913
				7	1,112,067
				8	466,177

債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
受付案内・電話交換業務委託事業	令和7年度から 令和9年度まで	174,133
本庁舎等総合管理業務委託事業	令和7年度から 令和9年度まで	892,217
市有建築物維持補修事業	令和7年度	40,000
地域バス運行負担事業 (高岡地区)	令和7年度	46,221
市県民税課税資料 データ化業務委託事業	令和7年度	9,222
市県民税特別徴収税額通知書 作成等業務委託事業	令和7年度	13,224
戸籍システム標準準拠システム 移行業務委託事業	令和7年度	11,374
戸籍届書データ入力等業務委託事業	令和7年度	2,376
コンビニ交付システム 再構築業務委託事業	令和7年度	5,060
介護保険サービス事業者 運営指導等業務委託事業	令和7年度から 令和8年度まで	33,600
障がい福祉サービス事業者等 実地指導業務委託事業	令和7年度から 令和8年度まで	26,800
障がい者相談支援業務委託事業	令和7年度から 令和8年度まで	220,000
健診受診券等作成業務委託事業	令和7年度	3,943
救急医療・子育て相談コールセンター 運営業務委託事業	令和7年度から 令和9年度まで	163,348
仮設放課後活動室借上 (大林小学校外17校)	令和7年度から 令和12年度まで	71,375
放課後児童クラブ運営業務委託事業 (北東部ブロック)	令和7年度	174,922
放課後児童クラブ入退室 管理システム運用事業	令和7年度から 令和10年度まで	121,236
こども園等警備業務委託事業 (伊保こども園外43施設)	令和7年度から 令和11年度まで	69,904
廃棄物監視用車両取得事業	令和7年度	6,000
公共施設太陽光発電設備整備事業 (四郷小学校外4施設)	令和7年度から 令和23年度まで	318,987
一般廃棄物処理基本計画 策定業務委託事業	令和7年度	6,000
小型ワイドじん芥収集車等取得事業	令和7年度から 令和8年度まで	74,000

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
藤岡プラント包括的運転 維持管理業務委託事業	令和7年度から 令和10年度まで	2,133,412千円及び物価 変動等の変更に伴う増減 額の合計額を加算した額
農業振興地域整備計画 変更業務委託事業	令和7年度	13,000
排水機場修繕事業 (千石排水機場)	令和7年度	167,200
橋りょう耐震補強事業 (重要法定外道路橋)	令和7年度	101,000
歩道設置事業 (市道御立野見1号線外2路線)	令和7年度	56,000
河川改良事業 (準用河川大見川)	令和7年度	90,000
河川修繕事業 (準用河川逢妻男川)	令和7年度	13,500
名鉄三河線若林駅付近 連続立体交差事業	令和7年度から 令和9年度まで	13,560,000
水源公園交通誘導業務委託事業	令和7年度	4,152
高岡公園整備事業	令和7年度	66,000
中央公園第二期整備 施設建設負担事業	令和7年度から 令和8年度まで	950,000
豊田市駅駅舎改修事業	令和7年度から 令和10年度まで	5,950,000
基幹バス運行負担事業	令和7年度	359,718
高機能消防指令システム及び 消防救急デジタル無線整備事業	令和7年度	4,209,615
高機能消防指令システム及び 消防救急デジタル無線 調達支援・施工監理業務委託事業	令和7年度	16,170
防災ラジオ取得事業	令和7年度	10,907
通学バス取得事業	令和7年度	12,003
小中学校体育館等空調設備整備事業	令和7年度	2,553,876
東広瀬小学校仮設校舎借上	令和7年度から 令和12年度まで	18,505
足助給食センター学校給食 配送等業務委託事業	令和7年度から 令和11年度まで	95,805
和食展開催負担事業	令和7年度	18,000
総合体育館放水銃設備保全事業	令和7年度	5,610

債務負担行為（つづき）

（単位：千円）

事 項	期 間	限 度 額
豊田市土地開発公社による 公共用地の先行取得事業	令和6年度から 令和10年度まで	豊田市との協定により豊田市土地開発公社が令和5年度以前に取得した用地及び令和6年度に取得する用地に係る事業資金（次のとおり）、利子及び事務費
（市道・街路）		9,019,276
（公園、緑地、広場）		853,386
（その他）		346,768

地 方 債

（単位：千円）

起債の目的	地域振興事業費始め3事業
限度額	1,000,000
起債の方法	普通貸借又は証券発行
利 率	4.0%以内 （ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）
償還の方法	融資条件又は債権者との協定による。

(性質別歳出)

(単位：千円・%)

区 分	令和6年度	構成比	令和5年度	構成比	比 較	増減率
人 件 費	35,233,466	18.0	32,325,996	17.2	2,907,470	9.0
物 件 費	39,229,449	20.1	38,321,051	20.4	908,398	2.4
維 持 補 修 費	3,717,537	1.9	3,525,328	1.9	192,209	5.5
扶 助 費	38,621,172	19.7	35,453,747	18.8	3,167,425	8.9
補 助 費 等	23,882,304	12.2	23,697,630	12.6	184,674	0.8
普通建設事業費	36,619,251	18.7	36,150,136	19.2	469,115	1.3
補助事業費	13,167,123	6.7	11,029,455	5.9	2,137,668	19.4
単独事業費	23,452,128	12.0	25,120,681	13.3	△ 1,668,553	△ 6.6
災害復旧事業費	350,160	0.2	235,660	0.1	114,500	48.6
公 債 費	7,084,873	3.6	7,659,907	4.1	△ 575,034	△ 7.5
積 立 金	112,023	0.1	408,366	0.2	△ 296,343	△ 72.6
投資及び出資金	1,030,725	0.5	1,079,000	0.6	△ 48,275	△ 4.5
貸 付 金	250,000	0.1	190,000	0.1	60,000	31.6
繰 出 金	8,969,040	4.6	8,753,179	4.6	215,861	2.5
予 備 費	500,000	0.3	500,000	0.3	0	0.0
合 計	195,600,000	100.0	188,300,000	100.0	7,300,000	3.9

令和6年度当初予算 特別会計

(単位：千円)

議案第41号 国民健康保険	(歳入)			
	款	令和6年度	令和5年度	比較
	1 国民健康保険税	7,183,720	7,425,221	△ 241,501
	2 国庫支出金	1	1	0
	3 県支出金	23,281,778	23,319,131	△ 37,353
	4 財産収入	1,210	18	1,192
	5 繰入金	4,531,052	3,810,915	720,137
	6 繰越金	20,000	20,000	0
	7 諸収入	86,185	100,428	△ 14,243
	合計	35,103,946	34,675,714	428,232
	(歳出)			
	款	令和6年度	令和5年度	比較
	1 総務費	747,058	369,230	377,828
	2 保険給付費	23,055,609	23,030,073	25,536
	3 国民健康保険事業費納付金	10,902,749	10,867,206	35,543
4 保健事業費	352,318	364,185	△ 11,867	
5 基金積立金	1,210	18	1,192	
6 諸支出金	40,002	40,002	0	
7 予備費	5,000	5,000	0	
合計	35,103,946	34,675,714	428,232	
(債務負担行為)				
事項	期間	限度額		
診療報酬明細書 点検等業務委託事業	令和7年度から 令和8年度まで	12,552		
健診受診券等作成業務委託事業	令和7年度	1,227		
特定保健指導業務等委託事業	令和7年度	1,579		

(単位：千円)

議案第42号 都市計画事業 土地区画整理 (土 橋)	(歳 入)			
	款	令和6年度	令和5年度	比 較
	1 事業収入	45,821	138,266	△ 92,445
	2 負担金	120,000	90,000	30,000
	3 使用料及び手数料	50	90	△ 40
	4 繰入金	178,849	197,364	△ 18,515
	5 繰越金	1	1	0
	6 諸収入	23	17	6
	合 計	344,744	425,738	△ 80,994
	(歳 出)			
	款	令和6年度	令和5年度	比 較
	1 土橋土地区画整理費	344,744	425,738	△ 80,994
	合 計	344,744	425,738	△ 80,994
	都市計画事業 土地区画整理 (花 園)	(歳 入)		
款		令和6年度	令和5年度	比 較
1 事業収入		100,000	206,340	△ 106,340
2 負担金		373,400	782,000	△ 408,600
3 使用料及び手数料		80	80	0
4 繰入金		669,072	1,018,246	△ 349,174
5 繰越金		1	1	0
6 諸収入		45	24	21
合 計		1,142,598	2,006,691	△ 864,093
(歳 出)				
款		令和6年度	令和5年度	比 較
1 花園土地区画整理費		1,142,598	2,006,691	△ 864,093
合 計		1,142,598	2,006,691	△ 864,093

(単位：千円)

議案第43号 分譲住宅 建設事業	(歳入)			
	款	令和6年度	令和5年度	比較
	1 事業収入	1	1	0
	2 使用料及び手数料	30	30	0
	3 繰入金	9,137	10,056	△ 919
	4 繰越金	1	1	0
	5 諸収入	2	2	0
	合計	9,171	10,090	△ 919
	(歳出)			
	款	令和6年度	令和5年度	比較
	1 宅地造成費	9,071	9,990	△ 919
	2 予備費	100	100	0
	合計	9,171	10,090	△ 919
	議案第44号 卸売市場	(歳入)		
款		令和6年度	令和5年度	比較
1 使用料及び手数料		85,883	89,663	△ 3,780
2 繰入金		88,756	70,186	18,570
3 繰越金		1	1	0
4 諸収入		67,245	81,042	△ 13,797
合計		241,885	240,892	993
(歳出)				
款		令和6年度	令和5年度	比較
1 卸売市場費		241,385	240,392	993
2 予備費		500	500	0
合計		241,885	240,892	993

(単位：千円)

議案第45号 水道水源 保全事業	(歳入)			
	款	令和6年度	令和5年度	比較
	1 負担金	43,456	44,686	△ 1,230
	2 財産収入	741	415	326
	3 寄附金	1	1	0
	4 繰入金	50,161	38,846	11,315
	5 繰越金	1	1	0
	6 諸収入	2	2	0
	合計	94,362	83,951	10,411
	(歳出)			
	款	令和6年度	令和5年度	比較
	1 水道水源保全費	94,362	83,951	10,411
	合計	94,362	83,951	10,411

(単位：千円)

議案第46号 母子父子寡婦福祉 資金貸付事業	(歳入)			
	款	令和6年度	令和5年度	比較
	1 事業収入	9,571	8,483	1,088
	2 繰入金	5,898	7,898	△ 2,000
	3 繰越金	1	1	0
	4 諸収入	2	2	0
	5 市債	10,000	14,000	△ 4,000
	合計	25,472	30,384	△ 4,912
	(歳出)			
	款	令和6年度	令和5年度	比較
	1 貸付事業費	12,998	12,998	0
	2 公債費	7,326	10,211	△ 2,885
	3 諸支出金	5,148	7,175	△ 2,027
	合計	25,472	30,384	△ 4,912
	(地方債)			
	起債の目的	母子父子寡婦福祉資金貸付事業費		
	限度額	10,000		
	起債の方法	普通貸借又は証券発行		
	利率	無利子		
	償還の方法	母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）の定めるところによる。		

(単位：千円)

議案第47号 介護保険事業	(歳入)			
	款	令和6年度	令和5年度	比較
	1 保険料	7,007,517	7,181,811	△ 174,294
	2 手数料	960	1,150	△ 190
	3 国庫支出金	5,180,632	4,953,728	226,904
	4 支払基金交付金	7,269,594	6,925,315	344,279
	5 県支出金	3,814,662	3,663,254	151,408
	6 財産収入	5,802	2,766	3,036
	7 寄附金	1	1	0
	8 繰入金	4,890,810	4,159,039	731,771
	9 繰越金	1	1	0
	10 諸収入	5,041	4,695	346
	合計	28,175,020	26,891,760	1,283,260
	(歳出)			
	款	令和6年度	令和5年度	比較
	1 総務費	678,593	685,916	△ 7,323
	2 保険給付費	26,085,354	24,856,372	1,228,982
	3 地域支援事業費	1,387,626	1,328,033	59,593
	4 基金積立金	1	1	0
	5 諸支出金	13,446	11,438	2,008
	6 予備費	10,000	10,000	0
	合計	28,175,020	26,891,760	1,283,260

(単位：千円)

議案第48号 財産区（盛岡）	（歳入）			
	款	令和6年度	令和5年度	比較
	1 財産収入	3,857	3,843	14
	2 繰越金	1	1	0
	3 諸収入	30	29	1
	0 繰入金	-	780	皆減
	合計	3,888	4,653	△ 765
	（歳出）			
	款	令和6年度	令和5年度	比較
	1 総務費	3,887	4,652	△ 765
2 基金積立金	1	1	0	
合計	3,888	4,653	△ 765	
財産区（賀茂）	（歳入）			
	款	令和6年度	令和5年度	比較
	1 財産収入	145	2,963	△ 2,818
	2 繰入金	4,549	12,149	△ 7,600
	3 繰越金	1	1	0
	4 諸収入	2	2	0
	合計	4,697	15,115	△ 10,418
	（歳出）			
	款	令和6年度	令和5年度	比較
	1 総務費	4,696	15,114	△ 10,418
2 基金積立金	1	1	0	
合計	4,697	15,115	△ 10,418	

(単位：千円)

議案第49号 後期高齢者医療	(歳入)			
	款	令和6年度	令和5年度	比較
	1 後期高齢者医療保険料	6,829,959	5,915,800	914,159
	2 繰入金	994,022	878,758	115,264
	3 繰越金	1,000	1,000	0
	4 諸収入	14,385	12,186	2,199
	合計	7,839,366	6,807,744	1,031,622
	(歳出)			
	款	令和6年度	令和5年度	比較
	1 総務費	139,364	133,373	5,991
2 広域連合納付金	7,686,064	6,662,510	1,023,554	
3 諸支出金	13,938	11,861	2,077	
合計	7,839,366	6,807,744	1,031,622	
議案第50号 産業用地 造成事業	(歳入)			
	款	令和6年度	令和5年度	比較
	1 繰入金	14,578	40,390	△ 25,812
	2 繰越金	1	1	0
	3 諸収入	1	1	0
	合計	14,580	40,392	△ 25,812
	(歳出)			
	款	令和6年度	令和5年度	比較
	1 産業用地造成費	14,580	40,392	△ 25,812
	合計	14,580	40,392	△ 25,812

令和6年度

豊田市水道事業会計当初予算資料

令和6年度 水道事業会計 当初予算総括表（議案第51号）

1 基本業務量

（単位：人・戸・m³・%）

項目	本年度	前年度	増減量	増減率	備考
給水人口	413,100	413,000	100	0.0	
給水戸数	180,000	181,100	△ 1,100	△ 0.6	
年間総配水量	48,255,000	49,390,000	△ 1,135,000	△ 2.3	
一日平均配水量	132,206	134,946	△ 2,740	△ 2.0	
年間有収水量	43,655,000	44,491,000	△ 836,000	△ 1.9	

2 収益的收入及び支出

○水道事業収益

（単位：千円・%）

科目	本年度 予定額	前年度 当初予定額	増減額	増減率	主な内訳
営業 収益	給水収益	9,317,837	8,984,264	333,573	3.7 基本料金 2,645,025 水量料金 6,672,812
	その他営業収益	11,788	14,726	△ 2,938	△ 20.0 給水管取出工事立会検査手数料 2,748 消火栓維持修繕工事収益 8,000
営業 外 収益	受取利息	577	519	58	11.2 預金利息等 577
	他会計負担金	31,354	35,533	△ 4,179	△ 11.8 一般会計負担金（償還利息） 31,354
	他会計補助金	900,000	1,394,000	△ 494,000	△ 35.4 一般会計補助金 900,000
	補助金	10,866	4,489	6,377	142.1 デジタル田園都市国家構想交付金 10,866
	長期前受金戻入	1,364,610	1,374,084	△ 9,474	△ 0.7 償却資産の財源の収益化 1,364,610
	雑収益	174,570	164,560	10,010	6.1 下水道使用料金徴収業務負担金 148,972
	特別利益	9	9	0	0.0 過年度損益修正益 6
合計	11,811,611	11,972,184	△ 160,573	△ 1.3	

○水道事業費用

（単位：千円・%）

科目	本年度 予定額	前年度 当初予定額	増減額	増減率	主な内訳										
営 業 費	原水及び浄水費	3,766,215	3,731,126	35,089	0.9 人件費（一般職16人） 117,440 浄水施設管理費 624,452 受水費 2,819,338 水道水源保全事業負担金 43,458 水道サービス協会委託費 151,358										
						配水及び給水費	1,712,739	1,714,018	△ 1,279	△ 0.1 人件費（一般職47人、非常勤一般職3人） 381,245 配水施設管理費 646,498 配水管維持管理費 331,909 給水事業費 20,490 水道メーター管理費 63,331 水道サービス協会委託費 218,407 広域化・共同化事業費 12,000					
											業務費	422,560	393,957	28,603	7.3 人件費（一般職7人、非常勤一般職1人） 63,027 メーター検針・料金関係費 287,236 水道サービス協会委託費 46,565
											減価償却費	4,731,626	4,722,521	9,105	0.2 減価償却費 4,731,626
	資産減耗費	245,397	253,624	△ 8,227	△ 3.2 資産除却費 245,396										
	営業 外 費用	支払利息	147,641	162,222	△ 14,581	△ 9.0 企業債償還利息 147,641									
	雑支出	3,580	1,150	2,430	211.3 非課税売上見合い消費税 3,579										
	消費税及び地方消費税	102,710	99,428	3,282	3.3 消費税及び地方消費税 102,710										
	特別損失	11,161	12,347	△ 1,186	△ 9.6 過年度損益修正損 8,322										
予備費	5,000	0	5,000	皆増											
合計	11,340,713	11,272,216	68,497	0.6											
収支	470,898	699,968	△ 229,070	△ 32.7											

3 資本的収入及び支出

○資本的収入

(単位：千円・%)

科 目	本年度 予定額	前年度 当初予定額	増減額	増減率	主 な 内 訳	
収 入	企業債	800,000	800,000	0	0.0	水道整備事業債 800,000
	出資金	130,725	289,000	△ 158,275	△ 54.8	一般会計出資金 130,725
	工事分担金	1,127,051	1,657,161	△ 530,110	△ 32.0	消火栓設置工事分担金 33,042
						下水道関連支障移転工事分担金 733,042
						区画整理事業等分担金 260,566
						土木工事支障移転工事分担金 100,166
						緊急時給水拠点確保等事業(施設) 5,060
	県補助金	5,060	74,020	△ 68,960	△ 93.2	緊急時給水拠点確保等事業(施設) 5,060
	固定資産 売却収入	118	72	46	63.9	水道メーター 118
	給水負担金	169,312	181,308	△ 11,996	△ 6.6	新規給水負担金 168,292
他会計負担金	204,340	204,971	△ 631	△ 0.3	一般会計負担金(償還元金) 204,340	
合 計	2,436,606	3,206,532	△ 769,926	△ 24.0		

○資本的支出

(単位：千円・%)

科 目	本年度 予定額	前年度 当初予定額	増減額	増減率	主 な 内 訳	
建 設 改 良 費	水道拡張費	164,100	1,146,074	△ 981,974	△ 85.7	人件費(一般職7人) 65,155
						豊田・岡崎地区研究開発施設送水事業 95,500
	水道整備費	5,581,296	6,412,513	△ 831,217	△ 13.0	人件費(一般職29人) 263,218
						配水施設等整備費 1,218,633
						老朽化対策 1,079,100
						水道管整備費 3,282,298
						新設 21,409
						老朽化対策 1,000,490
						下水道事業支障移転 970,200
						区画整理等開発関連 195,280
						給水申込関連事業 73,200
						土木工事支障移転 1,015,805
	災害対策事業費 402,480					
	配水区域再編事業費 205,530					
	広域化・共同化事業費 185,000					
固定資産 購入費	171,204	249,332	△ 78,128	△ 31.3	水道メーター 72,008 車両 49,070 水質検査機器等 11,071	
償還金	1,136,597	1,268,563	△ 131,966	△ 10.4	企業債償還元金 1,136,597	
合 計	7,053,197	9,076,482	△ 2,023,285	△ 22.3		
収 支	△ 4,616,591	△ 5,869,950	1,253,359	21.4		

*収支不足額4,616,591千円は、損益勘定留保資金等により補填。

令和6年度

豊田市下水道事業会計当初予算資料

令和6年度 下水道事業会計 当初予算総括表（議案第52号）

1 基本業務量

（単位：戸・m³・%）

項目	本年度	前年度	増減量	増減率	備考
下水道接続戸数	139,900	139,000	900	0.6	
年間総処理水量	35,137,000	36,240,000	△ 1,103,000	△ 3.0	
一日平均処理水量	96,266	99,016	△ 2,750	△ 2.8	

2 収益的収入及び支出

○下水道事業収益

（単位：千円・%）

科目	本年度 予定額	前年度 当初予定額	増減額	増減率	主な内訳	
営業収益	下水道収益	4,177,422	4,210,482	△ 33,060	△ 0.8	下水道使用料 4,177,422
	他会計負担金	561,716	554,999	6,717	1.2	雨水処理一般会計負担金 561,716
	その他営業収益	10	10	0	0.0	排水設備指定工事店新規登録手数料 10
営業外収益	受取利息	29	15	14	93.3	預金利息 29
	他会計負担金	1,843,771	1,851,696	△ 7,925	△ 0.4	汚水処理一般会計負担金 1,843,771
	他会計補助金	177,682	172,788	4,894	2.8	汚水処理一般会計補助金 177,682
	国庫補助金	41,200	28,500	12,700	44.6	防災・安全社会資本整備交付金 35,200 デジタル田園都市国家構想交付金 6,000
	長期前受金戻入	1,901,158	1,852,830	48,328	2.6	償却資産の財源の収益化 1,901,158
	雑収益	9,695	2,276	7,419	326.0	目的外使用料 2,370 流域下水道維持管理負担金他市分 7,078
	特別利益	8	8	0	0.0	過年度損益修正益 8
合計	8,712,691	8,673,604	39,087	0.5		

○下水道事業費用

（単位：千円・%）

科目	本年度 予定額	前年度 当初予定額	増減額	増減率	主な内訳	
営業費用	污水管渠費	496,852	461,243	35,609	7.7	人件費（一般職5人） 43,100 污水管渠管理費 422,391 下水道管理システム費 25,972 水質管理費 3,526
	污水ポンプ場費	69,453	73,076	△ 3,623	△ 5.0	污水ポンプ場管理費 69,453
	污水処理場費	257,277	247,263	10,014	4.0	人件費（一般職3人） 28,314 污水処理場管理費 227,747
	流域下水道維持管理負担金	1,486,022	1,542,777	△ 56,755	△ 3.7	矢作川流域 1,034,491 境川流域 451,531
	雨水施設費	118,248	119,963	△ 1,715	△ 1.4	人件費（一般職4人） 25,803 雨水ポンプ場管理費 63,688 雨水管渠管理費 24,429 雨水貯留浸透施設補助金 910
	業務費	227,349	198,836	28,513	14.3	人件費（一般職5人、非常勤一般職2人） 43,499 使用料徴収費 163,872 污水ポンプ施設設置費補助金 2,900 広域化・共同化事業費 12,000
	総係費	119,777	119,607	170	0.1	人件費（一般職9人） 91,043 貸倒引当金繰入額 2,129 普及宣伝費 1,300 電子計算機器費 7,053
	減価償却費	5,195,504	5,113,804	81,700	1.6	減価償却費 5,195,504
	資産減耗費	72,285	63,191	9,094	14.4	資産除却費 72,285
	営業外費用	支払利息	465,364	505,600	△ 40,236	△ 8.0
雑支出		461	498	△ 37	△ 7.4	非課税売上見合い消費税 461
消費税及び地方消費税		58,458	84,320	△ 25,862	△ 30.7	消費税及び地方消費税 58,458
特別損失		4,954	3,657	1,297	35.5	過年度損益修正損 4,954
予備費	5,000	0	5,000	皆増		
合計	8,577,004	8,533,835	43,169	0.5		
収支	135,687	139,769	△ 4,082	△ 2.9		

3 資本的收入及び支出

○資本的收入

(単位：千円・%)

科 目	本年度 予定額	前年度 当初予定額	増減額	増減率	主 な 内 訳	
収入	企業債	2,048,300	1,817,700	230,600	12.7	公共下水道事業債 1,866,800 流域下水道事業債 181,500
	出資金	450,000	480,000	△ 30,000	△ 6.3	一般会計出資金 450,000
	国庫補助金	1,133,320	1,023,200	110,120	10.8	社会資本整備総合交付金 853,970 防災・安全社会資本整備交付金 78,100 浸水対策下水道事業費補助金 178,000 農山漁村地域整備交付金 23,250
	県補助金	9,765	3,234	6,531	201.9	土地改良事業等補助金 9,765
	受益者負担金	172,646	109,140	63,506	58.2	受益者負担金 172,646
	工事負担金	17,610	76,211	△ 58,601	△ 76.9	污水管移設公共補償金 17,610
	合 計	3,831,641	3,509,485	322,156	9.2	

○資本の支出

(単位：千円・%)

科 目	本年度 予定額	前年度 当初予定額	増減額	増減率	主 な 内 訳	
建設 改良 費	管渠整備費	5,453,927	4,734,156	719,771	15.2	人件費(一般職26人、非常勤一般職2人) 238,112 污水管渠建設事業 3,807,355 污水管渠更新事業 335,490 老朽化対策 275,490 広域化・共同化事業 49,500 污水管渠支障移転事業 169,566 污水管渠布設事業 34,650 取付管・公共ます設置工事 244,936 受益者負担金賦課徴収事務費 22,671 雨水管渠更新事業 526,000 老朽化対策 111,000 耐震対策 415,000 企画・計画事業 13,934
	ポンプ場整備費	202,943	75,401	127,542	169.2	污水ポンプ場建設事業 82,800 污水ポンプ場更新事業 37,400 老朽化対策 18,500 施設浸水対策 18,900 雨水ポンプ場更新事業 82,743 老朽化対策 23,973 耐震対策 19,080 施設浸水対策 39,690
	処理場整備費	3,000	33,977	△ 30,977	△ 91.2	污水処理場更新事業 3,000 老朽化対策 3,000
	流域下水道 建設負担金	143,440	156,909	△ 13,469	△ 8.6	矢作川流域 106,633 境川流域 36,807
	固定資産購入費	29,740	17,003	12,737	74.9	水中ポンプ 27,888
	償還金	2,526,390	2,663,693	△ 137,303	△ 5.2	企業債償還元金 2,526,390
	合 計	8,359,440	7,681,139	678,301	8.8	
	収 支	△ 4,527,799	△ 4,171,654	△ 356,145	△ 8.5	

*収支不足額4,527,799千円は、損益勘定留保資金等により補填。